

# 令和7年度 第1回 品川区子ども・子育て会議

## 次 第

日時：令和7年6月17日(火) 10時～

場所：品川区役所 議会棟6階 第1委員会室

### 1 開 会

### 2 自己紹介

### 3 子ども・子育て会議の概要

### 4 報告事項

(1) 品川区こども計画の策定について

(2) 品川区こども計画の令和6年度実績報告について

(3) 品川区こども会議について

### 5 その他

(1) 今年度の会議予定について

### 6 閉 会

#### (配付資料)

- 【資料 1】 品川区子ども・子育て会議委員名簿
- 【資料 2】 品川区子ども・子育て会議の概要
- 【資料 3】 品川区こども計画（本編・概要版・こども版）
- 【資料 4】 品川区こども計画実績資料①（子ども・若者計画）
- 【資料 5】 品川区こども計画実績資料②（子ども・子育て支援事業計画）
- 【資料 6】 令和7年度予算プレス発表資料（抜粋）
- 【資料 7】 品川区こども会議について
- 【参考 1】 品川区子ども・子育て会議条例
- 【参考 2】 品川区子ども・子育て会議運営要綱
- 【参考 3】 席次表

## 品川区子ども・子育て会議 第7期委員構成

資料1

委嘱期間：令和7年4月1日～令和9年3月31日

区分	No	選任	団体名等	氏名
学識経験者 (2名)	1	学識経験者	上智大学社会福祉学科教授	新藤 こそえ
	2	学識経験者	株式会社保育システム研究所代表	吉田 正幸
子ども・子育て支援に関する事業に従事する者 (14名)	3	主任児童委員	品川区民生委員協議会 主任児童委員部会長	高岡 千賀子
	4	青少年委員	品川区青少年委員会会長	石橋 伸一
	5	青少年対策地区委員	品川区青少年対策地区員会連合会	平林 繁雄
	6	医療機関関係者	一般社団法人品川区医師会	早崎 理香
	7	品川区私立幼稚園協会代表	品川区私立幼稚園協会 会長	豊島 呈次
	8	品川区私立保育園連合会代表	品川区私立保育園連合会 会長	落合 丈明
	9	教育関係者	品川区立第一日野小学校校長	大関 浩仁
	10		品川区立大崎中学校校長	実松 美智代
	11		東京都立大崎高等学校長	鶴田 秀樹
	12	関係行政機関	警視庁大森少年センター 所長	東浦 幸生
	13	子ども・子育て支援に関する事業に従事する者	株式会社めるへんキッズ 代表取締役	瀧 都博代
	14		品川SKIP編集委員会 代表	岸 弥生
	15		品川景德学園 園長	高橋 朝子
	16	事業者関係者	品川区商店街連合会事務局	石原 美紀
区内に住所を有する保護者 (9名)	17	区立小学校保護者	品川区小学校PTA連合会	塩原 宏紀
	18	区立中学校保護者	品川区中学校PTA連合会	杉山 錠士
	19	私立幼稚園利用者	保護者教職員連合会 会長	高島 類以
	20	区立幼稚園利用者	品川区立幼稚園PTA連合会 会長	池田 明花
	21	私立保育園利用者	ソラストなかのぶ保育園	阿部 優樹
	22	区立保育園利用者	二葉つぼみ保育園	海野 智佳
	23	公募区民		片山 華絵
	24	公募区民		小栗山 雄馬
	25	公募区民		鈴木 有

【区出席者】

所 属	氏 名
子ども未来部長	佐 藤 憲 宜
子ども未来部 子ども育成課長	三 輪 貴 大
子ども未来部 子ども施策連携担当課長	柴 田 成 希
子ども未来部 子ども家庭支援センター長	吉 野 誠
子ども未来部 子育て応援課長	柏 木 通
子ども未来部 保育入園調整課長	芝 野 諭
子ども未来部 保育施設運営課長	染 谷 洋 紀
子ども未来部 保育施設運営課 保育事業担当課長	佐 藤 裕 樹
企画経営部 企画課長	崎 村 剛 光
福祉部 障害者支援課長	松 山 香 里
品川区保健所 品川保健センター所長	石 橋 美 佳
教育委員会事務局 教育総合支援センター長	丸 谷 大 輔
品川区児童相談所 児童相談課長	長 谷 川 彰
品川区立 二葉幼稚園長	丸 山 智 子

## 品川区子ども・子育て会議の概要

## 1 品川区子ども・子育て会議の役割

品川区子ども・子育て会議は、「こども基本法」および「子ども・子育て支援法」に基づき、区における子ども・若者・子育て施策を調査・審議するための附属機関として設置している。

## 2 品川区子ども・子育て会議の内容

## (1) 子ども・子育て支援法に関する事項

○特定教育・保育施設、特定地域型保育事業の利用定員を定める際の意見聴取 など

## (2) 品川区こども計画について

○品川区こども計画の進捗状況の確認、計画を変更・策定する際の意見聴取

○潜在的なものを含めた子育て・保育・教育・若者支援等の利用に関する意向の把握

## (3) こども基本法に規定するこども施策等に関する各事項

○新生児期、乳幼児期、学童期及び思春期の各段階を経て、おとなになるまでの心身の発達過程を通じて行われる、こどもの健やかな成長に対する支援・施策にかかる事項

○子育てに伴う喜びを実感できる社会の実現に資するため、就労、結婚、妊娠、出産、育児等の各段階に応じて行われる支援・施策にかかる事項

○家庭における養育環境その他のこどもの養育環境の整備にかかる事項

## 3 会議日程および報告・審議項目

日 程	内 容
第 1 回 令和 7 年 6月17日	<p>◆報告事項</p> <p>(1) 品川区こども計画の策定について</p> <p>(2) 品川区こども計画の令和 6 年度実績報告について</p> <p>(3) 品川区こども会議について</p> <p>◆その他</p> <p>(1) 今年度の会議予定について</p>
第 2 回 令和 8 年 2 月頃予定	<p>◆審議事項</p> <p>(1) 特定教育・保育施設等の利用定員について</p> <p>◆報告事項</p> <p>(1) 品川区こども会議について</p> <p>(2) 令和 8 年度新規事業について</p>

**品川区**  
**子ども・若者計画**  
**【実績資料】**

**令和7年6月**

**品 川 区**

重点取組名	No.	事業名	事業内容	指標名	実績値				目標値	担当課
					R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R11年度	
<b>基本方針1 妊娠初期からの子育て・親育ちを支援する</b>										
<b>取組の方向性1 妊娠から子育てにかかる切れ目のない支援</b>										
子育て家庭への相談体制・支援の充実	1	子育てネウボラ相談事業	児童センターに子育て相談員を配置し、子育て期の育児に関する様々な悩みや負担等の相談に応じます。	子育てネウボラ相談件数	2,244件	2,520件	2,665件	2,569件	3,120件	子ども家庭支援センター
	2	すくすく赤ちゃん訪問事業	生後4か月までの乳児のいる家庭に、助産師・保健師が家庭訪問をし、育児相談、子育てに関する情報提供等を行います。	訪問率	80.8%	82.4%	94.6%	95.1%	95.0%	各保健センター
<b>取組の方向性2 成長に応じた健康と医療の充実</b>										
保護者支援・ケアの充実	3	妊婦健康診査	妊娠届出時に母子健康手帳と共に、妊婦健康診査受診票を交付します。健康診査を実施して健康管理に努め、死亡率の低下、流産、早産等の防止ならびに心身障害児の発生の予防を図ります。	妊婦健康診査受診数	3,819件	3,616件	3,329件	3,398件	4,075件	健康課
	4	乳幼児健康診査	乳幼児に対し身体・精神発達および歯科の健康診査を実施し、適切な指導および措置を行うことにより、幼児の健全な育成を図り、育児支援を行っています。	4か月児健康診査受診率	92.9%	94.5%	94.6%	95.8%	100.0%	各保健センター
	5			1歳6か月児健康診査受診率	94.8%	97.1%	95.0%	95.8%	100.0%	各保健センター
	6			3歳児健康診査受診率	93.3%	96.2%	92.7%	96.3%	100.0%	各保健センター
7	産後家事育児支援訪問費助成事業	お子さんを養育している方の心と体のケアに対応できる、区と提携した家事・育児支援ヘルパー利用について、サービス利用費を助成します。	産後家事育児支援訪問費助成事業申請者数	828人	1,218人	1,437人	1,649人	1,510人	子ども育成課	
<b>取組の方向性3 子どもの個性やニーズに応じた適切な支援</b>										
支援体制の確保	8	医療的ケア児地域生活支援促進事業（愛称：インクルーシブひろばベル）	医療的ケアが必要な子に遊び場や、多様な人々と交流することができる場を提供するとともに、保護者の方への子育てに関する相談支援を実施します。	インクルーシブひろばベルの利用者数	257人	731人	1,701人	3,659人	2,100人	障害者支援課
	9	特別支援児巡回相談	臨床心理士等が、保育園、幼稚園を巡回し、園児を観察後、園からの質問や相談に具体的なアドバイスをし、特別支援保育の質の向上・保育者のスキルアップを図ります。	特別支援児巡回相談開催数	510回	651回	723回	778回	843回	保育施設運営課
<b>取組の方向性4 多様な保育サービスと親子交流・体験機会の充実</b>										
保育サービスの充実	10	「のびのび育つしながわっこ」に基づく保育士向け研修	保育士が必要な知識・能力を取得するために体系化された研修を実施します。職員のスクリルを向上させ、質の高い保育・教育を行うとともに、研修を通じて保育士同士の知識や経験を共有し、学び合い機会を充実させます。	のびしなプロフェッショナルスクール受講者数	3,074人	3,108人	3,951人	3,903人	6,785人	保育施設運営課
	11	巡回支援事業「のびしな支援隊」	保育所等が各基準を遵守・留意し、保育中の重大事故を防止し適切で質の高い保育を提供するため、巡回支援員が保育施設を定期的に巡回し、園運営、職員育成、保護者対応等について、支援を行います。	保育所等の巡回支援事業回数	-	300回	300回	390回	390回	保育入園調整課
	12	公・私立保育園地域連携推進事業	公・私立等の設置主体や認可・認証・地域型等の施設種別を超えた、公・私立保育園地域連携協議会を開催し、地域の保育への要望や潜在需要の収集および対応策等について検討します。	公・私立保育園地域連携協議会・交流会実施回数	26回	26回	39回	42回	52回	保育施設運営課
	13	私立保育園での一時預かり	保護者が日常生活上の突発的な事情や社会参加などにより、一時的に家庭での保育が困難な場合や、育児疲れにより心理的・身体的負担を感じる場合に、保育所等において子どもを一時的に預かることで、安心して子育てできる環境を整備します。	実施施設数	7園	7園	14園	18園	39園	保育施設運営課
14	区立保育園 統括(SV)園・サポーター園の整備	「品川区区内保育所等のあり方基本方針」に基づき、区内保育園のあり方に関する基本的な考え方を踏まえ、区内6地区ごとに区立保育園の統括機能や在宅子育て支援を担う「統括(SV)園」の整備、区内13地区ごとに保育施設をサポート(研修・施設訪問等)する「サポーター園」を整備するほか、地域需要等を考慮し、統括園やサポーター園と連携する区立保育園数を検討します。	(なし)	-	-	-	-	-	保育施設運営課	
親子交流・体験機会の充実	15	親育ち支援事業	児童センターでの親育ちワークショップ、父親の子育て応援事業など、親育ち事業の充実を図ります。	親育ち支援事業参加人数	1,445人	1,874人	4,940人	8,608人	6,000人	子ども育成課
	16	子育て交流サロン	乳幼児親子の交流の場をつくり、子育て家庭の不安・孤独感の解消を図ります。	子育て交流サロン利用者数	1,935人	1,592人	1,888人	1,764人	4,320人	子ども育成課

重点取組名	No.	事業名	事業内容	指標名	実績値				目標値	担当課
					R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R11年度	
<b>基本方針2 子ども・若者の健全な成長・学びを支援する</b>										
<b>取組の方向性1 子どもの人権の推進</b>										
子どもの人権の推進	17	アプリを活用した普及啓発	子育て中の保護者と小中学生の子どもたちを対象とした子育て支援情報発信アプリ「しながわ子どもほけっと」において、トップページに「東京都子ども基本条例ハンドブック」へのリンクバナーを掲載し、普及啓発を行っています。	子どもの人権に関する認知度	-	-	-	36.9%	70.0%	子ども育成課
	18	いじめ防止に向けた取組み	内閣府の世論調査において、子どもに関して人権問題だと考えられることとして「いじめを受けること」が最も多くの割合を占めているなかで、区では学校等においていじめの未然防止・早期発見・早期対応を柱に、いじめの防止に取り組みます。	(なし)	-	-	-	-	-	教育総合支援センター、総務課
<b>取組の方向性2 子どもの意見表明・参画の促進</b>										
子どもの意見反映の機会の確保	19	子ども会議	品川区子ども計画の推進にあたり、子ども・若者の意見を聴く場として、子ども会議実施の検討を進めています。	子ども会議の実施回数	-	-	-	-	3回	子ども育成課
	20	アンケート調査・ヒアリング調査の実施	子どもの意見表明・参画促進のために、アンケートやヒアリング調査を実施し、子どもが自分の意見を表明する機会を確保していきます。	実施回数	-	-	-	-	2回	子ども育成課
<b>取組の方向性3 子どもの遊び場・居場所の充実</b>										
子どもの居場所や食の充実	21	児童センター事業	区内には25館の児童センターがあり、子どもたちに遊びの場と機会を提供し自立を援助しています。	児童センター入館者数	425,404人	540,484人	705,127人	807,472人	847,000人	子ども育成課
	22	子ども食堂支援	地域コミュニティにおける子どもの食の支援としての機能に加え、子育て支援・地域交流支援拠点といった様々な役割を果たしている子ども食堂の開設・運営を支援します。	子ども食堂数	33か所	35か所	39か所	38か所	42か所	子育て応援課
<b>取組の方向性4 多様な学びの支援</b>										
多様な学習機会の確保	23	学校教育のICT推進	区立学校に在籍する全ての児童・生徒に学習用タブレット端末を配付し、家庭においても学習可能な環境を整備しています。災害や感染症等による臨時休業にも対応可能なオンライン学習環境を整備し、学びの機会を保障しています。	タブレット型端末配備台数	24,500台	25,400台	26,400台	26,400台	28,000台	学務課
	24	市民科教育	経済活動の体験的な学習を通して、社会性や人間性の基礎的教養を身につけるスチューデント・シティや、金融体験活動を通して、主体的に生活設計に取り組める資質・能力を身につけるファイナンス・パークなどを実施して、自らの人生観を構築するための基礎となる資質・能力を育成しています。	市民科に対する保護者の評価	92.7%	93.8%	96.0%	9月ごろ公表予定	95.0%以上	教育総合支援センター
	25	エコルとごしでの環境学習講座・展示	環境学習交流施設エコルとごしにおいて、環境を身近なものとして体験できる学習機会を提供しています。学校等と連携のもと、気候変動や戸越公園内の自然環境を活かした生物多様性などについて、ワークショップを通じた環境学習を行っています。	環境学習講座の参加人数【年間】	-	3,935人	5,861人	6,940人	7,000人	環境課
	26	高校生奨学金貸付事業	高等学校等に在学中の生徒を対象に、経済的理由により修学することおよび修学に付随する課外活動等を行うことが困難な場合、子どもの将来目標を達成するために必要と認められる資金を貸付しています。	在学応援資金・入学準備金の貸付件数	20件	27件	28件	37件	35件	子育て応援課
<b>取組の方向性5 活動・体験機会の充実</b>										
子どもの活動機会の充実	27	子ども冒険ひろば事業	北浜公園、聖蹟公園、しながわ区民公園、また荏原地区の公園において、子どもの自主性や創造性、自分の責任で自由に遊ぶ意識を育成することを目的に、自然を題材とした遊びを創造し様々な体験を通して成長できる環境を提供しています。木登り、泥んこ遊び、火起こし体験などを実施しています。	冒険ひろば利用者数	34,773人	31,112人	41,933人	45,617人	43,000人	子ども育成課
	28	荏原地区外遊び事業		荏原地区外遊び事業	1,316人	1,464人	2,836人	4,198人	4,000人	子ども育成課
	29	少年少女スポーツ大会	少年少女各種スポーツ大会を実施し、仲間づくりを通じて肉体的・精神的な健全育成を図っています。体の基礎や体力・運動能力を身に付け、他者との協調性や自信などを育み、大人になってからもスポーツを楽しみたいと思う気持ちを醸成します。	少年少女スポーツ大会参加者数	2,183人	3,801人	3,598人	3,709人	4,000人	スポーツ推進課
<b>基本方針3 子ども・若者の自立と社会参加を推進する</b>										
<b>取組の方向性1 主体的な社会参加機会の拡充</b>										
社会参加機会の拡充	30	ジュニア・リーダー教室	小学4年生～高校生を対象に、1年間を通して異年齢の集団活動を行い思いやりや助け合いの精神を身につけられる活動を実施しています。中高生は、大学生・若者のボランティアスタッフと一緒に、企画作りから積極的に参加しています。	ジュニア・リーダー教室参加率(中高生)	50.0%	61.0%	49.0%	69.0%	75.0%	子ども育成課
	31	児童センター事業(中高生向け機能充実)	児童センターの今後の方向性の一つとして、区内中高生にとっての居場所や遊びの拠点機能の充実を図ってまいります。「ティーンズプラザ」や「若者との連携拠点施設」等の居場所づくりを推進し、スポーツや音楽、自分たちで考え実現させる事業等、中高生のニーズが高い活動内容のサポートをしていきます。	ティーンズプラザおよび若者拠点施設数	9施設	9施設	9施設	9施設	10施設	子ども育成課
<b>取組の方向性2 若者の自立を地域全体で支える</b>										
就職支援の促進	32	就業支援事業	ハローワーク品川の専門相談員による職業相談・職業紹介、求人検索コーナーによる求人検索、生活保護受給者等に対する就労支援や内職相談・あっ旋を実施しています。	品川区就業センターで就職決定した実数	363件	466件	449件	422件	500件	地域産業振興課
	33		求職者、在職者および働くことへの悩みを抱える者を対象に、就業相談や履歴書添削、模擬面接などの支援を行っています。	就業相談人数	351人	507人	523人	412人	500人	地域産業振興課

重点取組名	No.	事業名	事業内容	指標名	実績値				目標値	担当課
					R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R11年度	
<b>基本方針4 困難を抱える子ども・若者・家庭を支える地域の取り組みを推進する</b>										
<b>取組の方向性1 生きづらさを感じる当事者の居場所づくりと家族への相談支援</b>										
若者への相談体制の充実	34	子ども若者応援フリースペース	家や学校ではない第三の居場所(サードプレイス)として、子どもや若者たちが安心して自分らしく過ごせる拠点づくりと、家族の相談や支援を行っています。	子ども・若者応援フリースペース利用者数	5,677人	5,590人	5,636人	6,797人	5,906人	子ども育成課
	35			子ども・若者応援フリースペース相談件数	881件	610件	699件	463件	1,583件	子ども育成課
	36	エールしながわ	ひきこもり等の悩みを抱える当事者や家族の相談などの支援を行っています。また、本人の希望や特性に合わせた社会体験プログラムを提供し、社会参加に向けたきっかけが見つかるよう支援しています。	エールしながわ相談件数	510件	566件	705件	1,140件	1,491件	子ども育成課
<b>取組の方向性2 ひとり親家庭への必要な支援</b>										
ひとり親の自立支援体制の充実	37	母子・父子自立支援プログラム策定事業	就労意欲のある方向けに、就労相談を受けた後、専門的就労相談員が個々の状況・ニーズに応じたプログラムを策定し、自立・就労を支援しています。	自立支援プログラム策定支援利用者数	18件	12件	17件	16件	27件	子ども家庭支援センター
	38	ひとり親家庭相談	専門の相談員(母子・父子自立支援員、就労相談員、家庭相談員など)を配置し、抱えている様々な問題・課題に対して適切にサポートしています。	ひとり親家庭相談利用者数	908件	1,067件	1,153件	1,153件	1,200件	子ども家庭支援センター
<b>取組の方向性3 生活困窮者家庭への必要な支援</b>										
生活困窮者家庭の自立支援体制の充実	39	生活困窮者支援事業	生活困窮世帯の子どもを対象に、学力の向上および進学準備のために、個別学習支援や学習室の提供等の支援を行っています。	学習支援事業の支援人数	153人	136人	209人	596人	675人	生活福祉課
	40	しあわせ食卓事業	子どもの環境格差改善の1つとして、食の支援が必要な子ども(家庭)に対して、食品配送等をきっかけとした自立支援を行っています。	食品配送の延べ回数(申込世帯×配送回数)	2,131回	2,172回	3,038回	2,545回	2,200回 (550世帯×4回)	子育て応援課
<b>取組の方向性4 児童相談体制の充実と社会的養育の推進</b>										
虐待防止体制の確保	41	養育支援訪問	保健所、保健センター等と連携し、子どもの健全な成長に懸念がある家庭に対し、児童虐待の予防的支援として養育支援訪問を行っています。	養育支援訪問の実施回数	262件	156件	243件	440件	430件	子ども家庭支援センター
	42	品川区児童相談所の運営	住民生活に身近な基礎自治体として、区立の児童相談所を運営することにより、子ども・家庭支援のあらゆる場面において子どもの最善の利益の実現を図り、すべての子どもの権利が保障されることを目指しています。	虐待相談対応件数	-	-	-	1,002件	1,095件	品川区児童相談所児童相談課
	43	里親登録推進	様々な事情により親元で暮らすことができない子どもができるだけ家庭的な環境で養育される環境を整えるため、里親登録数の増加に取り組んでいます。	里親登録数	-	-	-	33家庭	毎年2家庭ずつの増	児童相談課、子ども育成課
<b>取組の方向性5 多様な相談窓口の整備と情報発信</b>										
多様な相談体制の充実	44	ヤングケアラー支援事業	ヤングケアラーやその家族からの相談に応じ、SNSを活用した相談窓口「ヤングケアラーサポートLINE」やコーディネーターを中心とした子ども家庭支援センターによる相談または支援を行っています。	ヤングケアラーに係る相談支援件数	-	-	91件	142件	290件	子ども家庭支援センター
	45	児童相談事業	子どもに関するあらゆる相談に応じ児童虐待に関するネットワークを構築し、虐待の早期発見、迅速な対応を行っています。	児童家庭相談の改善件数(虐待相談を除く)	220件	267件	399件	452件	650件	子ども家庭支援センター
	46	にじいろ相談(LGBTQ専門相談)	性的マイノリティへの理解促進と支援に向けて、LGBTQ専門相談「にじいろ相談」を実施しています。	相談件数	-	-	-	14件	60件	人権・ジェンダー平等推進課

重点取組名	No.	事業名	事業内容	指標名	実績値				目標値	担当課
					R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R11年度	
基本方針5 子ども・若者が居心地よく過ごすために充実した環境を整備する										
取組の方向性1 安心して過ごせる社会環境の整備										
子どもが安心して過ごせる社会環境の整備	47	児童見守りシステム	我が子を地域で見守ってもらうと同時に、他の児童を見守る地域の一員として、保護者などへ見守り協力者としての登録を依頼しています。	児童見守り協力者への登録数	1,914人	1,812人	1,729人	1,700人	2,000人	地域活動課
	48	地域団体による防犯カメラの設置等	町会・自治会、商店街などの地域団体が、連携して防犯設備の整備や地域の見守り活動を実施するにあたって、防犯対策の効果の向上を図ることを支援し、安心して暮らすことができるまちづくりを目指しています。	防犯カメラの設置等台数(年間)	-	-	-	73台	80台	地域活動課
取組の方向性2 地域ネットワークの活用										
地域との連携の促進	49	青少年委員会の活動支援	地域における青少年育成の中心的な担い手として、余暇指導や青少年団体の育成等、関係機関と連携をとりながら、青少年健全育成を目的に活動を行っています。	青少年委員の参加者数	25件	21件	21件	19件	30件	子ども育成課
	50	青少年対策地区委員会の活動支援	品川区13の地域センター管轄ごとに組織された品川区青少年対策地区委員会に対して事業委託を行い、日帰りバスハイク、スポーツ交流、地域の運動会等、青少年や親子を対象とした事業を実施しています。	青少年対策地区委員会連合会等の実施事業数	35事業	72事業	106事業	117事業	115事業	地域活動課
	51	町会・自治会への活動支援	町会・自治会が、将来の地域活動の担い手となり得る児童の参加を促す、子ども緑日やハロウィンイベント、もちつき大会といった事業を実施するにあたり、その経費の一部を補助します。	児童参加地域事業補助金申請数	13 町会・自治会	47 町会・自治会	156 町会・自治会	197 町会・自治会	180 町会・自治会	地域活動課
取組の方向性3 子育て施設の整備										
子育て施設の整備	52	区立保育園の改築	施設の耐用年数等を考慮した計画的な改築により、保育環境を充実させます。今後の改築にあたっては、保育需要や多様な保育ニーズ、国の保育施策動向等も踏まえて、統合を含めた再整備を図っていきます。	改築完了施設数	2施設	1施設	1施設	2施設 6施設(累計)	8施設 (累計)	保育入園調整課
	53	児童センターの改築	利用者である乳幼児から高校生、保護者等の安全を確保できるよう、老朽化している児童センターの改築を進めています。同時に、併設施設との関わり方など、再編整備を進めています。	改築完了施設数	0施設	1施設	1施設	0施設 2施設(累計)	6施設 (累計)	子ども育成課

**品川区**  
**子ども・子育て支援事業計画**  
**【実績資料】**

**令和7年6月**

**品 川 区**

## 2.子ども・子育てを取り巻く状況

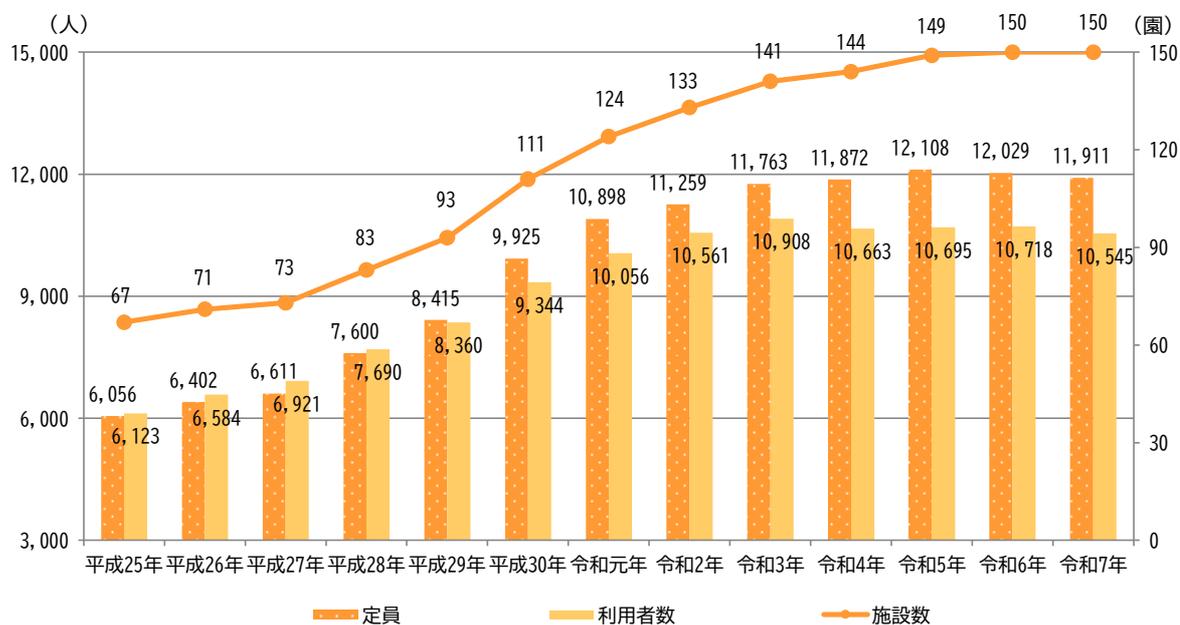
### 1. 子育て支援の状況

#### (1) 教育・保育施設の状況

##### ① 認可保育園の定員・利用者数・施設数

認可保育園の利用者は平成25年以降毎年増加していましたが、令和4年に減少に転じ、以降は横ばいで推移しています。

■図表 認可保育園の定員・利用者数・施設数(4月1日時点)

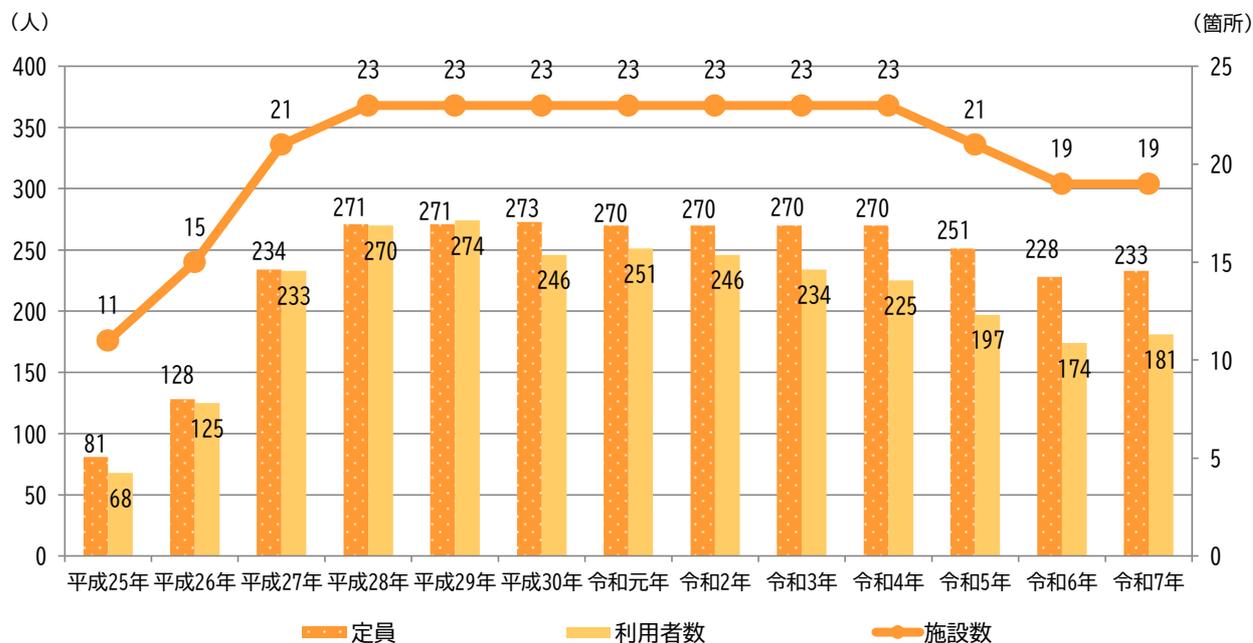


(定員・施設数は区内のみ、利用者数は区内および区外施設の区民の利用人数)

## ② 地域型保育事業の定員・利用者数・施設数

地域型保育事業の利用者は平成25年以降増加していましたが、平成30年に減少に転じ、令和2年以降は年々減少しています。

■図表 地域型保育事業の定員・利用者数・施設数(4月1日時点)

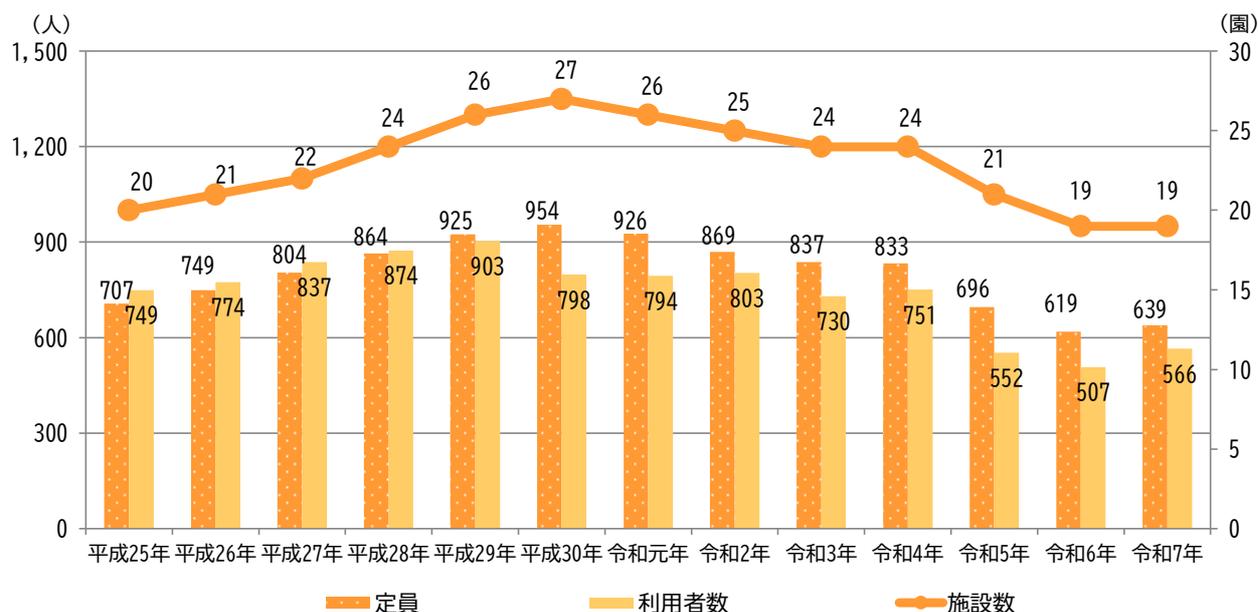


(定員・施設数は区内のみ、利用者数は区内および区外施設の区民の利用人数)

## ③ 認証保育所の定員・利用者数・施設数

認証保育所の利用者は、平成25年以降増加していましたが、平成30年に減少に転じ、令和5年以降は減少が顕著となっております。

■図表 認証保育所の定員・利用者数・施設数(4月1日時点)

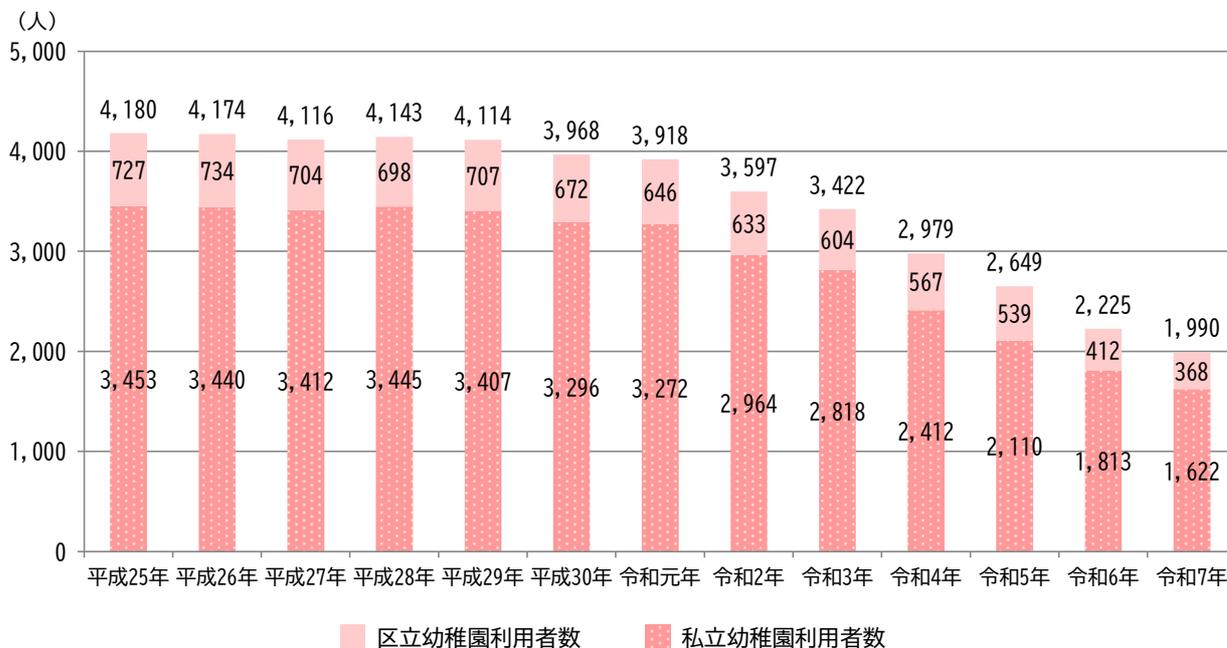


(定員・施設数は区内のみ、利用者数は区内および区外施設の区民の利用人数)

#### ④ 幼稚園の利用者数・施設数

幼稚園の利用者は平成25年以降横ばいで推移していましたが、令和2年以降年々減少しています。

■図表 幼稚園の利用者数・施設数(5月1日時点)



(定員・施設数は区内のみ、利用者数は区内および区外施設の区民の利用人数)

(園)

年度	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R2	R3	R4	R5	R6	R7
区立幼稚園数※	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	9
私立幼稚園数	20	19	18	18	18	18	18	18	18	18	18	18	18	18	17	17

※区立幼稚園数に幼保一体施設、ぱりすくーる西五反田を含む

## ⑤ 支給認定および年齢別保育施設利用者数

■図表 支給認定の推移(4月1日時点)

(人)

年度	認定	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	合計
R3	1号	-	-	-	41	295	367	703
	2号	-	-	-	2,430	2,371	2,267	7,068
	3号	1,258	2,890	2,953	-	-	-	7,101
R4	1号	-	-	-	37	287	338	662
	2号	-	-	-	2,542	2,337	2,381	7,260
	3号	1,166	2,722	3,066	-	-	-	6,954
R5	1号	-	-	-	41	266	325	632
	2号	-	-	-	2,539	2,502	2,361	7,402
	3号	1,145	2,650	2,885	-	-	-	6,680
R6	1号	-	-	-	62	276	342	680
	2号	-	-	-	2,391	2,477	2,529	7,397
	3号	990	2,677	2,823	-	-	-	6,490
R7	1号	-	-	-	101	281	350	732
	2号	-	-	-	2,351	2,376	2,524	7,251
	3号	906	2,501	3,056	-	-	-	6,463

■図表 区内保育施設の利用者数(0歳)(4月1日時点) ※3号認定

(人)

年度	0歳児人口	利用定員	利用者数	利用率(利用者/人口)	申込者数	入園者数	不承諾者数	待機児童数	待機児発生率(待機児/申込者)
R3	3,570	1,332	1,085	30.4%	1,060	941	119	0	0.0%
R4	3,362	1,324	941	28.0%	920	798	122	0	0.0%
R5	3,211	1,301	890	27.7%	909	770	139	0	0.0%
R6	2,948	1,278	820	27.8%	806	700	106	0	0.0%
R7	2,919	1,252	800	27.4%	706	665	41	0	0.0%

■図表 区内保育施設の利用者数(1・2歳)(4月1日時点) ※3号認定

(人)

年度	1・2歳児人口	利用定員	利用者数	利用率(利用者/人口)	申込者数	入園者数	不承諾者数	待機児童数	待機児発生率(待機児/申込者)
R3	7,328	4,594	4,598	62.7%	2,079	1,333	746	1	0.0%
R4	6,892	4,638	4,529	65.7%	1,739	1,088	651	0	0.0%
R5	6,389	4,644	4,332	67.8%	1,612	1,170	442	0	0.0%
R6	6,225	4,584	4,339	69.7%	1,679	1,197	482	0	0.0%
R7	5,984	4,585	4,362	72.9%	1,474	1,149	325	0	0.0%

■図表 区内保育施設の利用者数(3歳以上)(4月1日時点) ※2号認定

(人)

年度	3～5歳児人口	利用定員	利用者数	利用率(利用者/人口)	申込者数	入園者数	不承諾者数	待機児童数	待機児発生率(待機児/申込者)
R3	10,618	6,944	6,189	58.3%	674	543	131	4	0.6%
R4	10,307	7,013	6,172	59.9%	502	366	136	0	0.0%
R5	10,058	7,110	6,220	61.8%	604	471	133	0	0.0%
R6	9,709	7,014	6,241	64.2%	444	363	81	0	0.0%
R7	9,311	6,946	6,130	65.8%	384	323	61	0	0.0%

※保育施設の利用定員・利用者数は、認可保育園・地域型保育事業・認証保育所を合わせた数

※保育施設の申込者数・入園者数は認可保育園・地域型保育事業を合わせた数(認証保育所を含まない)

## 5. 地域子ども・子育て支援事業

地域子ども・子育て支援事業とは、教育・保育施設を利用する子どもの家庭だけでなく、在宅の子育て家庭を含むすべての家庭および子どもを対象とする事業として、地域の実情に応じて実施するものです。

ここでは、計画期間の「地域子ども・子育て支援事業の量の見込み」を定めます。量の見込みにあたっては、「現在の利用状況」に「利用希望」を踏まえて設定します。

令和4年児童福祉法改正により、(6)のうち、子育て世帯訪問支援事業、(14)児童育成支援拠点事業、(15)親子関係形成支援事業が創設され、また、令和6年子ども・子育て支援法改正では、(16)妊婦等包括相談支援事業、(17)乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)、(18)産後ケア事業が創設されました。

これらの事業は地域子ども・子育て支援事業に位置づけられることから、法改正を踏まえて、必要な対策を講じていきます。

### 【地域子ども・子育て支援事業】

- (1)利用者支援に関する事業
- (2)時間外保育事業
- (3)放課後児童健全育成事業
- (4)子育て短期支援事業
- (5)乳児家庭全戸訪問事業
- (6)養育支援訪問事業および要保護児童対策地域協議会その他の者による要保護児童等に対する支援に資する事業(子育て世帯訪問支援事業 **新規**を含む)
- (7)地域子育て支援拠点事業
- (8)一時預かり事業
- (9)病児保育事業
- (10)子育て援助活動支援事業
- (11)妊婦に対して健康診査を実施する事業
- (12)実費徴収に係る補足給付を行う事業
- (13)多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業
- (14)児童育成支援拠点事業 **新規**
- (15)親子関係形成支援事業 **新規**
- (16)妊婦等包括相談支援事業・妊婦のための支援給付 **新規**
- (17)乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度) **新規**
- (18)産後ケア事業 **新規**

## (1)利用者支援に関する事業(利用者支援)

子ども・子育て支援に関わる情報提供、利用希望に基づく相談について、子どもまたは子どもの保護者が身近な場所で必要な時に支援が受けられる事業です。利用希望を勘案して、適切な目標事業量を設定します。

### 現在の取り組み

#### ①しながわっ子子育てかんがるープラン(保育施設運営課)

妊娠中の方から小学校就学前までの保護者を対象に、ライフスタイルに応じた子育て支援事業の紹介や情報提供などを行い、相談に応じながら子育てプランの作成を支援しています。

■図表 しながわっ子子育てかんがるープラン実績数

(件)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
相談件数	237	216	189	156	168

#### ②子育てひろば事業相談(子ども育成課・保育入園調整課)

少子化や育児の孤立化にともなう子育ての不安などの対応として、児童センターやふれあい交流室(ぷりすくーる西五反田内)で子育て相談を実施しています。

■図表 子育てひろば事業相談件数実績数

(件)

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
全相談件数		2,906	3,335	3,646	3,837	3,418
内訳	児童センター	2,837	3,237	3,439	3,391	3,114
	ふれあい交流室	69	98	207	446	304

#### ③八潮子育て支援施設における相談事業(子ども育成課) ※令和7年5月開設予定

地域における子育て支援の拠点となる施設として、八潮地区に子育て支援施設を開設し、子育て支援の情報提供や子育て相談・助言等必要な支援を行うとともに、関係機関との連絡調整・連携を実施します。

#### ④しながわネウボラネットワーク(保健センター・子ども家庭支援センター)

7 しながわネウボラネットワーク(P.41)に記載

## これまでの成果および実施状況

### ①しながわっ子子育てかんがるープラン(保育施設運営課)

ライフスタイルに応じた子育て支援事業の紹介や情報提供などを行うにあたり、相談方法を窓口・電話の他、Web を導入するとともに、予約申込も Web 対応にするなど、相談しやすい環境を整えています。区内の子育て情報や相談先の充実などに伴い、実績が減少しています。

### ②子育てひろば事業相談(子ども育成課・保育入園調整課)

少子化や育児の孤立化に伴う子育ての不安などの対応として、児童センターやふれあい交流室(ぷりすくーる西五反田内)で相談を受け付けています。各施設では、相談内容に応じ、情報の提供、および適切な機関につなげています。

## 今後の課題と方向性

親子で利用できる施設や子育て支援事業の紹介などの多様な子育てに関する相談に対応するため、児童センターやふれあい交流室での子育て相談、保育園での保育体験やチャイルドステーション事業、子ども・子育て支援に関わる情報提供等を、利用者のニーズに合わせて引き続き進めます。実績が減少している事業は効果的な周知などを工夫するとともに、事業のあり方を検討します。

## (2)時間外保育事業(延長保育事業)

保育園の保育時間は、保護者の勤務時間やその他の状況を考慮して定めています。小学校就学前の子どもに対する保育が必要な時間帯に応じて、適切な目標事業量を設定します。

また時間外保育事業は、保育の必要性に応じて保育標準時間(11 時間保育)と保育短時間(8時間保育)の2区分に対応して設定されています。

### 現在の取り組み

#### ①延長夜間保育(保育標準時間認定対象)(保育入園調整課・保育施設運営課)

基本開園時間(午前7時 30 分から午後6時 30 分)を超えて保育が必要な世帯を対象に実施しています。

#### ②時間内延長保育(保育短時間認定対象)(保育入園調整課・保育施設運営課)

基本開園時間(午前7時 30 分から午後6時 30 分)以内で8時間を超えて保育が必要な世帯を対象に実施しています。

■図表 延長保育の実施園数(令和7年4月1日時点)

(カ所)

	実施時間	公立保育園	私立保育園
延長早朝保育	午前7時 00 分～午前7時 30 分	0	13
	午前7時 15 分～午前7時 30 分	0	1
延長夜間保育	午後6時 30 分～午後7時 30 分	32	27
	午後6時 30 分～午後8時 00 分	0	15
	午後6時 30 分～午後8時 30 分	7	62
	午後6時 30 分～午後9時 00 分	0	1
	午後6時 30 分～午後9時 30 分	0	0
	午後6時 30 分～午後 10 時 00 分	6	0
延長夜間保育実施園合計		45	105

■図表 公立園延長保育(標準時間認定)の利用状況(延べ人数)

(人)

年度	1時間延長	2時間延長	3時間30分延長	合計	利用者数
令和2年度	24,741	5,179	820	30,740	1,649
令和3年度	23,741	5,017	735	29,493	1,543
令和4年度	22,348	4,954	614	27,916	1,479
令和5年度	21,328	3,403	428	25,159	1,438
令和6年度	19,596	2,972	526	23,094	1,343

■図表 公立園延長保育(短時間認定)の利用状況(延べ人数)

(人)

年度	1時間延長	2時間延長	3時間延長	合計	利用者数
令和2年度	1,445	356	132	1,933	324
令和3年度	1,451	447	88	1,986	291
令和4年度	1,220	299	57	1,576	251
令和5年度	1,661	393	131	2,185	313
令和6年度	1,861	189	161	2,211	306

■図表 私立園延長保育(標準時間認定)の利用状況(延べ人数)

(人)

年度	早朝	1時間延長	2時間延長	合計	利用者数
令和2年度	4,715	56,815	10,687	72,217	2,470
令和3年度	2,521	55,512	9,192	67,225	2,781
令和4年度	2,453	58,471	10,536	71,460	3,005
令和5年度	2,600	62,004	10,346	74,950	3,078
令和6年度	1,909	61,510	9,869	73,288	3,044

■図表 私立園延長保育(短時間認定)の利用状況(延べ人数)

(人)

年度	早朝	1時間延長	2時間延長	合計	利用者数
令和2年度	2,029	10,229	552	12,810	415
令和3年度	2,598	12,589	469	15,656	517
令和4年度	2,821	11,541	506	14,868	542
令和5年度	2,389	15,655	621	18,665	589
令和6年度	2,345	17,405	745	20,495	651

## これまでの成果および実施状況

公立園では全園で午後6時30分から7時30分までの延長保育を実施しており、園によっては最長で午後10時までの夜間保育を実施しています。

私立園については、利用方法や延長保育料が各園で異なるものの、全園で延長保育を実施しております。新型コロナウイルスの感染が広まった令和2年度以降、延べ利用者数が大幅に減少し、現在においてもその状況が続いています。

## 今後の課題と方向性

国が進める働き方改革の影響等から、育児短時間勤務等の多様な働き方が浸透してきております。

一方、都内では保育需要が高く、保育士の確保が困難な状況が続いています。この状況を踏まえ、利用実績の推移と保育士の負担軽減の両面を考慮しつつ、子どもの保育環境が保障できるよう適切な制度設計を図っていきます。

### (3)放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)

小学校就学前の子どもに関わる保育との連続性を重視して、放課後児童健全育成事業の利用希望を  
勘案し、適切な目標事業量を設定します。

また、本区では、平成13年度に「すまいるスクール」を開設、平成16年度からは国に先駆けて放課後  
児童クラブと放課後子供教室の一体的な運営を開始し、令和6年度からは「放課後児童対策パッケージ  
※」として事業を実施しています。

※「放課後児童対策パッケージ」とは、「放課後子ども総合プラン」および「新・放課後子ども総合プラン」を前身とするもので、共  
働き家庭などの「小1の壁」を打破するとともに、次代を担う人材を育成するため、すべての就学児童が放課後などを安全・安  
心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、こども家庭庁と文部科学省が連携して「連携型」および「校内交流型」  
による放課後児童クラブや放課後子供教室を計画的に整備するものです。

#### 現在の取り組み

##### ①すまいるスクール(子ども育成課)

放課後や土曜日、夏休みなどの長期休業中に、学習や遊び、スポーツができる小学生の場所とし  
て、「すまいるスクール」を小学校および義務教育学校内に開設しています。

学校や地域のボランティアの協力を得ながら、多彩な事業を展開しています。

放課後児童対策パッケージの一環として一体的に実施している放課後子供教室では、児童に  
様々な体験・交流活動の機会を提供できるよう、地域住民等の外部講師による教室を毎年度計画・  
実施しています。放課後子供教室における目標事業量は、毎年、前年度の活動状況を勘案し、年度  
ごとに設定しています。

■図表 すまいるスクール登録数・登録率

	令和2年度末		令和3年度末		令和4年度末		令和5年度末		令和6年度末		
	児童数	登録数	児童数	登録数	児童数	登録数	児童数	登録数	児童数	登録数	
全児童	16,595	11,046	16,810	9,058	17,491	9,437	17,696	10,589	17,801	11,040	
内訳	低学年	8,636	8,002	8,748	7,432	9,102	7,738	9,209	8,415	9,102	8,300
	高学年	7,959	3,044	8,062	1,626	8,389	1,699	8,487	2,174	8,699	2,740
1校平均	449	299	454	245	473	255	478	286	481	298	
登録率	—	66.6	—	53.9	—	54.0	—	59.8	—	62.0	

■図表 すまいるスクール参加児童数(延べ人数)

(人)

	令和2年度末		令和3年度末		令和4年度末		令和5年度末		令和6年度末	
	平日	土曜								
全児童	312,823	12,780	609,657	10,888	746,564	13,428	810,059	14,243	872,586	16,309
1校平均	1,541	142	2,509	218	3,072	269	3,334	285	3,591	326
登録参加率	14.0	1.3	27.7	2.4	32.6	2.9	31.5	2.7	32.5	3.0

## これまでの成果および実施状況

すまいるスクールは、放課後児童クラブと放課後子供教室を、一体的に運営している事業で、平成 16 年度より実施しています。

平成 28 年度に事業の見直しを図り、午後7時まで運営時間を延長しました。(午後6時以降は1～3年生が利用可)、また、午後5時を超えて利用する児童には、間食の提供を行っています。

令和2～4年度は、新型コロナウイルス感染症拡大により、感染対策を図りながら児童の受け入れを行いました。令和5年度以降は、利用児童の参加が増加し、活動場所の確保が課題となっておりますが、保護者へ協力を依頼しながら受け入れを行っています。

## 今後の課題と方向性

国がすすめる「放課後児童対策パッケージ」をふまえ、すべての区立小学校および義務教育学校で、放課後児童クラブと放課後子供教室を一体的に運営しています。児童が安全・安心に活動できる場所として、家庭や学校との連携を進めるとともに、地域の方などとの協働で児童の健全育成を推進します。

すまいるスクールの参加を通じて、異学年が交流しながら遊びのルールを守ることや、地域ボランティアによる様々な教室活動の体験から、社会性・自主性が身につくよう活動の幅をひろげるなど働きかけていきます。また、お知らせの発行や保護者会の実施のほか、近隣の幼稚園・保育園とのかかわりを持つことで、保護者や地域住民に対しすまいるスクールの活動について周知をしていきます。

すまいるスクールの実施においては、子ども未来部と教育委員会・学校との連携が欠かせません。児童数の増加に伴う学級数増などや学校改築による活動場所の調整等、課題解決に向けて情報共有を行い、事業の充実を図ります。

今後も、運営においては、長期休業中の仕出し弁当配送サービスや特別な配慮を要する児童等への機動的対応強化など、社会状況の変化に伴う新たなニーズに応え、すまいるスクール全体の質の向上を図ってまいります。

## (4)子育て短期支援事業

### (短期入所生活援助(ショートステイ)事業／夜間養護等(トワイライトステイ)事業)

保護者の疾病や仕事などにより、家庭において子どもを養育していくことが一時的に困難な場合に利用できる事業です。利用希望量を勘案し、また他の子育て援助活動支援事業などによる対応を考慮し、適切な目標事業量を設定します。

#### 現在の取り組み

##### ①子育て家庭在宅サービス事業(子ども家庭支援センター)

##### 《短期入所生活援助(ショートステイ)事業》

1歳から15歳を対象に、保護者が、冠婚葬祭、疾病、出産等による入院など身体上・精神上・環境上の理由により児童の養育が一時的に困難となった場合などに、児童施設など保護を適切に行うことができる施設において養育・保護を行っています。

##### ■図表 ショートステイ事業実績数

(件)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
利用者数	20	31	59	78	70
延べ宿泊数	99	173	325	322	293

##### 《乳幼児ショートステイ事業》

生後5日から1歳未満を対象に、保護者が、冠婚葬祭、疾病、出産等による入院など身体上・精神上・環境上の理由により児童の養育が一時的に困難となった場合などに、保護を適切に行うことができる乳児院において、養育・保護を行っています。

##### ■図表 乳幼児ショートステイ事業実績数

(件)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
利用者数	—	—	13	68	94
延べ宿泊数	—	—	94	216	257

※令和4年度より実施

## 《夜間養護等(トワイライトステイ)事業》

保護者が、仕事等の理由により、夜間不在となり児童の養育が困難となった場合に、児童施設など保護を適切に行うことができる施設において児童を預かっています。

■図表 トワイライトステイ事業実績数

(件)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
利用者数	36	35	51	86	89
延べ利用回数	560	543	1,030	1,054	1,336

### これまでの成果および実施状況

令和5年度については、乳幼児ショートステイの定員枠を2名に拡大し、育児不安や育児疲れ等の理由による養育が一時的に困難な家庭に対しての養育の支援を強化しました。定員枠を2名に拡大したことにより、前年度と比較して利用者数・宿泊数が増加しています。また、トワイライトステイについても前年度と比較して利用者数・利用回数が増加しています。

### 今後の課題と方向性

令和5年度より、ショート・トワイライトステイについては、食物アレルギー対応済みのお弁当の提供を行い、アレルギーをお持ちのお子さんの受け入れにも対応しています。引き続き、児童の養育が一時的に困難となったご家庭に対し、保護が適切に行うことができる施設において、養育・保護の支援を行ってまいります。

## (5)乳児家庭全戸訪問事業

乳児期早期は育児不安を強く感じる母親が多いため、保健センターなどによる家庭訪問を実施する事業です。出生数を勘案して、適切な目標事業量を設定します。

### 現在の取り組み

#### ①すくすく赤ちゃん訪問事業(保健センター・子ども育成課)

母子保健法に基づく保健指導ならびに児童福祉法に基づく乳児家庭全戸訪問事業として、生後4カ月までの乳児のいる家庭に助産師・保健師が訪問し、育児相談、子育て支援に関する情報提供や養育環境の把握などを行います。訪問を受けられなかった家庭にも、児童センター職員が訪問し、各種の子育て支援情報の提供や交流会への参加を促し、育児不安の解消を図っています。

令和5年4月から出産・子育て応援給付金事業の伴走型支援として位置づけ実施。訪問終了時に子育て応援ギフトカードを交付しています。

■図表 すくすく赤ちゃん訪問事業訪問件数など

(件)

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
訪問件数		2,669	2,922	2,810	2,981	2,933
内訳	保健センター	2,603	2,835	2,721	2,978	2,932
	児童センター	66	87	89	3	1
出生通知票受理件数		1,830	1,577	1,696	2,268	2,486
出生数		3,783	3,617	3,410	3,150	3,084
訪問率		70.6%	80.8%	82.4%	94.6%	95.1%

※訪問率は、訪問件数を出生数で除した数値。

### これまでの成果および実施状況

出生通知票による申込みのない家庭へ手紙による予告訪問に加え、平成28年6月から、おおむね産後1カ月までに、原則電話による状況把握と相談を行う産後全戸電話を開始し、訪問申込みの再周知を図っています。出産後の支援として広く育児や子育て支援情報を届けるとともに、親子の健康に関する相談を行い、子育て家庭の孤立化防止に資することができました。

訪問率は、令和2年度は新型コロナウイルス感染症の影響もあり、70.6%でしたが、令和3年度は80.8%、令和4年度は82.4%となっています。令和5年4月から出産・子育て応援事業として位置づけたことから、94.6%に上がっています。なお、すくすく赤ちゃん訪問事業で把握できなかった乳児家庭については、4カ月児健診、その後の調査等でほぼすべての家庭の状況把握ができています。

## 今後の課題と方向性

育児不安の解消や保護者の孤立化防止は、虐待の発生予防にも通じる重要な取組みです。妊娠期からの相談事業での面談等、さまざまな機会をとらえ一層の周知を図り訪問へつなげていきます。

## (6) 養育支援訪問事業および要保護児童対策地域協議会その他の者による 要保護児童等に対する支援に資する事業(子育て世帯訪問支援事業を含む)

養育支援が特に必要な家庭を訪問して、保護者の育児、家事などの養育能力を向上させるための支援(相談支援、育児・家事援助など)を行う事業です。児童福祉法第6条の3第5項に規定する要支援児童および特定妊婦、同条第8項に規定する要保護児童数などを勘案して、適切な目標事業量を設定します。

### 現在の取り組み

#### ① 養育支援訪問事業(子ども家庭支援センター)※子育て世帯訪問支援事業を含む

保護者の不適切な養育態度、極度の養育不安などにより、児童の成長に懸念が持たれる家庭について、保健所・保健センターなどの関係機関と連携して把握し、児童虐待の予防的支援を行っています。

■ 図表 養育支援訪問事業実績数

(回)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
養育支援訪問事業	231	262	156	243	440

#### ② ヤングケアラー訪問支援事業(子ども家庭支援センター)

ヤングケアラーがいる世帯に対し、訪問支援者が訪問し、家事支援または育児支援等を行っています。

■ 図表 ヤングケアラー訪問支援事業 実績数

(家庭)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
ヤングケアラー訪問支援	-	-	-	1	1

### これまでの成果および実施状況

養育支援が特に必要であると判断した家庭を訪問し、養育に関する指導、助言等を行い、適切な児童の養育が可能となるよう支援しました。また、支援が必要とされるヤングケアラーがいる世帯に対して、訪問支援を実施しました。

### 今後の課題と方向性

育児支援と児童虐待の早期発見・予防の両面から、引き続き養育支援が特に必要な家庭に対して支援していきます。また、ヤングケアラー当事者や家族の負担を軽減し、自立的な社会生活を営むことができるよう、引き続きヤングケアラーへの家事・育児等の支援を実施していきます。

## (7)地域子育て支援拠点事業

公共施設や保育園などの地域の身近な場所で、子育て中の親子の交流・育児相談などを実施する事業です。基本的な事業は、交流の場の提供・交流促進、子育てに関する相談・援助、地域の子育て関連情報提供、子育て支援に関する講座などの開催です。利用希望などを勘案して、適切な目標事業量を設定します。

### 現在の取り組み

#### ①ふれあい交流室(ぷりすくーる西五反田内)(保育入園調整課)

- ・子育て相談事業:地域の子育て家庭に対する相談・援助、子育てに関する情報を提供しています。
- ・地域組織化活動事業:地域の子育てを支援するため、各種育児講座の開催や子育て家庭に対し交流の場や機会を提供しています。

■図表 ふれあい交流室乳幼児利用実績数

(人日、件)

	令和2年度※	令和3年度※	令和4年度	令和5年度	令和6年度
延べ利用者数	1,978	1,863	2,148	2,034	2,056
利用者数(月平均)	220	266	179	170	172

※新型コロナウイルス感染症対策のため、令和2年3月～6月、令和3年4月下旬～6月中旬、7月中旬～9月は休業。

#### ②児童センター事業(子ども育成課)

児童センターは、児童福祉法に基づく児童厚生施設で、児童に健全な遊び場を提供し、児童の健康を増進し、情操をゆたかにすることを目的とする施設です。児童に遊びの機会を提供し、自立援助を行うだけでなく、子育て家庭を支援するため、子育て相談や親子のひろばなどを実施しています。

■図表 児童センター乳幼児利用実績数

(人日、件)

	令和2年度※	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
延べ利用者数	90,225	134,854	160,493	191,357	204,070
利用者数(月平均)	9,023	11,238	13,375	15,947	17,006

※新型コロナウイルス感染症対策のため、令和2年3月～5月は休業

## 《親子のひろば》

友達との交流、母親同士の子育ての交流などを主な目的とする事業で、手遊び、紙芝居、季節行事、工作、体操などをおして、親子で楽しいひと時を過ごしています。

■図表 親子のひろばの実施回数・利用者数

(回数、人日、件)

	令和2年度※	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
クラブ数	95	109	107	107	104
実施回数	1,997	3,539	3,239	3,041	2,222
延べ利用者数	20,853	36,003	35,064	31,509	20,572
利用者数(月平均)	2,979	3,273	3,188	2,865	1,714

※新型コロナウイルス感染症対策のため、令和2年3月～8月は事業中止

## 《チャイルドステーション事業(児童センター)》

子育てに関する相談や親同士の交流や情報交換のできる地域の身近な場所として、妊娠期から子育てを支援します。また、授乳やおむつ交換の場として利用できるスペースなど、乳幼児親子が安心して外出できるよう施設を整備しています。

■図表 チャイルドステーション事業(児童センター)の実施設数・登録者数

(カ所、件)

	令和2年度※1	令和3年度※2	令和4年度※2	令和5年度※2	令和6年度※3
実施施設数	24	25	24	24	24
延べ入館者数	244,866	425,404	540,484	705,127	807,472

※1 令和元年度、2年度、南ゆたか児童センター改築のため休館

※2 令和3年度3月より、令和4年度、5年度、一本橋児童センター改築のため休館

※3 令和6年9月より、大原児童センター改修のため休館

## ③チャイルドステーション事業(保育園・幼稚園)(保育施設運営課)

保育園・幼稚園を地域に開放し、様々な事業を実施することで、保育士などが子育てに関する専門知識を提供し、保護者が気軽に相談できる場として、地域の子育て支援を行っています。

■図表 チャイルドステーション事業(保育園・幼稚園)の実施設数・利用者数

(カ所、人日)

	令和2年度※1	令和3年度※1	令和4年度※1	令和5年度	令和6年度
実施施設数	—	—	—	43	42
延べ利用者数 ※2	—	—	—	1,647	2,012

※1 新型コロナウイルス感染症対策のため、令和2年度～4年度は事業中止

※2 保育園の子育て体験事業の延べ利用者数

#### ④ポップンルーム(地域交流室)(子ども育成課)

子育て中の就学前の乳幼児と保護者の方を対象に親子で自由に遊ぶことができ、互いに交流できる場を提供しています。荏原保健センター内、北品川第二保育園内、平塚ゆうゆうプラザ、ぷりすくーる西五反田内において、保育士の見守りのもと、安全・安心で衛生的に運営しています。

■図表 ポップンルーム実績数

(人日、件)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
実施日数	245	288	294	294	293
利用者数(月平均)	1,087	873	1,075	1,155	1,141
延べ利用者数	13,043	10,480	12,894	13,857	13,693

#### ⑤私立保育園・幼稚園による地域の子育て支援事業(保育施設運営課)

私立保育園等が「地域子育て相談機関」として、地域の住民からの子育てに関する相談に応じ、必要な助言等を行う取り組みを支援しています。

(園)

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
実施施設数		－	－	－	－	60
内訳	私立幼稚園	－	－	－	－	9
	私立保育園	－	－	－	－	51

#### ⑥八潮子育て支援施設(子ども育成課) ※令和7年5月開設予定

地域における子育て支援の拠点となる施設として、八潮地区に子育て支援施設を開設し、子育て中の親子が安心して遊べ、また交流ができるような場を提供します。

### これまでの成果および実施状況

#### ①ふれあい交流室②児童センター事業(子ども育成課・保育入園調整課(①のみ))

地域の身近な場所である児童センターやふれあい交流室(ぷりすくーる西五反田内)では、親同士の交流の機会の提供や育児相談、子育てに関する情報提供などを行っています。

#### ③チャイルドステーション事業(保育施設運営課)

保育園・幼稚園で行っているチャイルドステーション事業の一つである子育て体験事業は、親子で保育園・幼稚園を体験できます。園児と一緒に遊び、お話会など楽しいプログラムを用意しています。

#### ④ポップンルーム(地域交流室)(子ども育成課)

地域交流室ポップンルームでは、子育てに関する相談に応じるほか、絵本の読み聞かせや、季節の行事などを開催しています。

#### ⑤私立保育園・幼稚園による地域の子育て支援事業(保育施設運営課)

地域の住民からの子育てに関する相談に応じ、必要な助言等を行う取り組みを支援することで、地域の子育て家庭の育児に対する負担感・不安感を軽減しております。

### 今後の課題と方向性

地域ぐるみの子育て支援をより一層充実させるべく、必要な情報の提供や利用者支援を強化します。

## (8)一時預かり事業

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳児または幼児について、主として昼間において、保育園その他の場所で一時的に預かる事業です。

### 現在の取り組み

#### ①幼稚園における在園児を対象とした一時預かり事業(預かり保育)【幼稚園型】

##### (保育施設運営課)

教育時間終了後から在園児を対象として、就労形態の多様化に伴う社会要請に対応し、保護者の就労支援と幼児が健やかに養育する環境を整備するため、預かり保育を行っています。

■図表 区立幼稚園等預かり保育実施施設数・延べ利用者数

(カ所、人日)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
実施施設数	10	10	10	10	10
延べ利用者数	46,179	54,747	58,485	57,080	54,732

■図表 私立幼稚園預かり保育(きんだあくらぶ)実施施設数・延べ利用者数

(カ所、人日)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
実施施設数	7	8	7	7	5
延べ利用者数	48,336	66,677	53,431	51,576	27,841

## ②幼稚園以外の一時的預かり事業【幼稚園型以外】

### ②-1一時保育(保育施設運営課)

区内在住の保護者が病気や出産などで、子どもの保育ができない時に一時的に保育園で預かっています。

■図表 一時保育の利用実績(区立保育園)

(人、人日)

保育事由		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
死亡・行方不明	人数	0	0	0	0	0
	人日数	0	0	0	0	0
入院・通院	人数	48	35	24	36	21
	人日数	300	150	103	162	73
看護	人数	1	0	0	3	6
	人日数	1	0	0	9	9
幼稚園休園	人数	111	216	196	180	144
	人日数	606	1,131	1,168	913	717
緊急一時	人数	0	0	0	0	0
	人日数	0	0	0	0	0
その他	人数	39	40	51	59	48
	人日数	171	185	224	351	287
合計	延べ利用人数	199	291	271	278	219
	延べ利用人日数	1,078	1,466	1,495	1,435	1,086

■図表 一時保育の利用実績(私立保育園)私立

(力所、人日)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
実施施設数	6	7	7	9	18
延べ利用者数	144	249	180	617	1,111

## ②-2 オアシスルーム(生活支援型一時保育)(子ども育成課)

主に在宅で子育てをしている保護者がリフレッシュ、通院、買い物など、臨時的・短期的な就労等の理由で一時的な保育を希望される場合に、時間単位の一時的預かりを行っています。

■図表 オアシスルーム(生活支援型一時保育)の実施場所数・延べ利用者数

(カ所、人日)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
実施場所数	12	12	12	12	12
リフレッシュ	4,246	5,605	6,631	6,733	7,960
通院・出産	1,946	2,784	3,288	3,276	2,948
ショッピング	261	294	359	343	469
美容院	316	549	792	976	852
学校などの行事	811	1,155	1,849	2,067	1,889
カルチャースクール	420	567	753	651	697
仕事	2,348	3,263	3,400	3,706	4,244
その他	3,674	4,860	5,283	5,690	3,022
合計	14,022	19,077	22,355	23,442	22,081

## ②-3 ベビーシッター利用支援事業(一時預かり利用支援)(保育入園調整課)

日常生活上の突発的な事情やリフレッシュ等の目的により、一時的にベビーシッターによる保育を必要とする保護者に対し、その利用料の一部を助成しています。(令和4年度より実施)

■図表 ベビーシッター利用支援事業(一時預かり利用支援)の利用者数

(人)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
利用者数	—	—	1,190	1,830	2,473

## ②-4 八潮子育て支援施設(子ども育成課) ※令和7年5月開設予定

地域における子育て支援の拠点となる施設として、八潮地区に子育て支援施設を開設し、オアシスルーム(生活支援型一時保育)を設置します。

## これまでの成果および実施状況

品川区の一時預かり事業については、これまで、様々な事業メニューを用意し、対象者・実施施設などの条件の異なるニーズに対応してきました。オアシスルーム(生活支援型一時保育)については、新型コロナウイルス感染症による外出自粛等の影響により、令和 2 年度は利用が減少しましたが、現在は利用が増えてきています。ベビーシッター利用支援事業(一時預かり利用支援)については、保護者への事業周知が進んだことから、利用者が大きく増加しています。

## 今後の課題と方向性

区立保育園・幼稚園では、就労や在宅で子育てしている保護者からの要望に沿った預かりができるよう、引き続き検討します。私立保育園については一時預かりの拡充を行い、在宅子育てニーズに対応できるよう受け入れ体制の確保に努めてまいります。オアシスルーム(生活支援型一時保育)については、利便性の向上を図るため、引き続き実施内容を検討します。

## (9)病児保育事業(病児保育・病後児保育)

子どもが発熱などで病気になり集団保育が困難で、保護者が家庭で保育ができない場合、医療機関および保育所に併設された専用スペースにおいて保育士などが一時的に保育する事業です。利用希望を勘案して、適切な目標事業量を設定します。

### 現在の取り組み

#### ①病児保育(保育施設運営課)

保育園や幼稚園などに通園している子どもが病気のため、集団保育が困難で保護者が勤務の都合上、家庭で保育ができない場合に子どもを医療機関および保育所に併設している病児保育室にて、一時的にお預かりします。

■図表 病児保育の実施設数・延べ利用者数

(力所、人日)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
実施施設数	4	4	4	4	3
延べ利用者数	734	1,739	1,627	1,426	1,293

#### ②病後児保育(保育施設運営課)

区内在住で、保育園や幼稚園などに通園している子どもが病気の回復期のため、集団保育が困難で保護者が勤務の都合上、家庭で保育ができない場合に子どもを保育園で一時的にお預かりします。

■図表 病後児保育の実施設数・延べ利用者数

(力所、人日)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
実施施設数	4	4	4	4	4
延べ利用者数	214	294	239	248	236

## これまでの成果および実施状況

病児保育事業については、子どもが病気または回復期で保護者がどうしても仕事を休めない場合の就労支援策として実施してきました。令和3年度には利用実績が一度増加しましたが、令和4年度・令和5年度にかけて微減しました。

## 今後の課題と方向性

病児保育施設は、令和5年度末に1施設が閉室したため、現在は3施設となっています。地区によっては病児保育施設が近くにないのが現状であり、令和7年度に2施設、8年度に1施設の新規開設を目指していきます。子どもが病気または回復期で集団保育が困難であり、保護者が仕事を休めない場合の保護者の子育てと就労の両立支援を行うとともに、児童福祉の向上に引き続き努めます。

## (10)子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業)

児童の預かりなどの援助を希望する者(依頼会員)と、援助を行うことを希望する者(提供会員)との相互援助活動に関する連絡・調整を実施する事業です。子どもを一時的に第三者に預けた日数の実績に基づき、一時預かり事業などの他の事業による対応の可能性も勘案して、適切な目標事業量を設定します。

### 現在の取り組み

#### ①ファミリー・サポート事業(子ども家庭支援センター)

依頼会員と提供会員の会員組織「ファミリー・サポート・センター」を区内2カ所に設置し、地域で子育てを支えあう仕組みづくりを行っています。

#### ■図表 ファミリー・サポート・センター活動状況

《平塚ファミリー・サポート・センター》

(人、件)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
提供会員数	157	164	152	159	163
依頼会員数	2,455	2,351	2,272	2,162	2,033
提供兼依頼会員数	7	5	3	5	4
活動件数	1,133	1,811	1,333	1,997	2,438

※活動件数は対象者(0歳~12歳)の年間実績件数。

《大井ファミリー・サポート・センター》

(人、件)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
提供会員数	241	240	234	226	206
依頼会員数	2,330	2,149	2,148	2,081	1,959
提供兼依頼会員数	14	9	10	11	9
活動件数	3,629	3,758	5,050	3,789	3,756

※活動件数は対象者(0歳~12歳)の年間実績件数。

## これまでの成果および実施状況

平塚ファミリー・サポート・センターについては、依頼会員数が減少傾向にありますが、活動件数は令和4年度より増加傾向にあります。大井ファミリー・サポート・センターについては、依頼会員数および活動件数において、令和4年度より減少傾向にあります。

## 今後の課題と方向性

令和7年度についても引き続き、本事業の概要が分かるホームページをPRし、依頼会員として会員登録するために必要な来所手続きの簡略化に努めていきます。また、依頼会員数に対して、提供会員数が不足していることから、本事業自体の周知をはじめ、提供会員の募集に関するPRに注力します。

## (11)妊婦に対して健康診査を実施する事業(妊婦健診)

母子保健法第 13 条で、自治体が必要に応じて妊産婦に対して健康診査を行うことを規定されていることを根拠に実施している事業です。出生の届出や母子手帳の発行件数などを勘案して、適切な目標事業量を設定します。

### 現在の取り組み

#### ①妊婦健康診査(健康課)

妊婦の健康管理と流産・早産の防止、母・児童の障害予防を目的として、専門医療機関に委託して健診を実施しています。妊娠期間中、妊婦健康診査を 14 回までと、超音波検査を4回、子宮頸がん検査 1 回を公費助成しています。

#### ● 妊婦健康診査(指定医療機関実施)

(枚数)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
妊娠届出数(件)	4,221	4,060	3,716	3,605	3,559
妊婦健康診査 (1回目受診票)	3,990	3,819	3,616	3,329	3,398
妊婦健康診査 (2~14 回目受診票)	37,796	36,302	34,997	33,234	33,162

### これまでの成果および実施状況

平成 20 年度より、全年齢に妊娠期間中、14 回の妊婦健康診査と 1 回の超音波検査の公費助成を開始し、令和5年度より超音波検査は4回分まで公費助成を拡充しました。また、平成 28 年度より、1 回目受診票の検査項目に HIV 抗体検査が追加され、さらに妊娠初期に妊婦子宮頸がん検診1回分の助成を開始しました。

### 今後の課題と方向性

母子保健法第 13 条の規定の主旨を踏まえ、妊産婦・乳児の死亡率の低下、流産・早産の防止、母・児童の障害防止などに資することを目的に、必要な妊婦健康診査を実施します。

## (12)実費徴収に係る補足給付を行う事業(保育施設運営課)

区立幼稚園在園児の中で生活保護世帯の保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用、または幼稚園の遠足に要する費用等について、国・都・区が補足給付を実施し、保護者の負担軽減を図るものです。

※「子ども・子育て支援法」に基づき、品川区では平成28年4月から実施している事業です。

■図表 実費徴収に係る給付実績

(人)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
給付者数	2	3	3	3	1

## (13)多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業(保育入園調整課)

保育の提供体制の確保や、住民ニーズに沿った多様なサービスの提供を進めていく中で、民間事業者の参入促進、多様な事業者の能力を活用していきます。

■図表 保育施設の設置主体

(カ所)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
社会福祉法人	20	21	21	22	21
学校法人	1	1	1	1	1
株式会社	99	107	108	109	108
有限会社	3	3	3	3	3
NPO法人	9	9	9	7	7
個人	2	2	2	2	2
一般社団法人	1	1	1	1	1

## (14)児童育成支援拠点事業

養育環境等に課題を抱える、家庭や学校に居場所のない児童等に対して、居場所となる場を開設し、生活習慣の形成や課外活動の提供、進路等の相談支援や学習サポート、食事の提供等を行うとともに、関係機関へのつなぎを行う等の個々の児童の状況に応じた支援を包括的に提供する事業です。

### 現在の取り組み

#### ①子ども若者応援フリースペース(子ども育成課)

不登校・ニート・ひきこもりなど、さまざまな「生きづらさ」を持つ子ども・若者への居場所の提供や相談支援等を実施しています。

■図表 子ども若者応援フリースペースへの登録者数

(人)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
登録者数	171	227	215	243	235
内)18歳未満の登録者数	87	105	110	130	123

### これまでの成果および実施状況

不登校やひきこもりの子ども・若者が安心して自分らしく過ごせるための居場所づくりを行い、社会体験プログラム等を通して前向きに生きていけるよう支援するとともに、一人ひとりに寄りそった相談プログラムなどの併走支援を行い、関係機関を含めた必要な支援につなげています。

### 今後の課題と方向性

需要の高まりから、利用者は増加傾向にあります。子ども・若者の問題の複雑化に対応するため、地域バランスを考慮した新たな拠点の整備を検討します。また、これらの状況を踏まえ、子ども・若者がどんなときも前向きに生きていけるよう、関係機関との連携を含めた包括的支援体制の構築に向けて取り組んでまいります。

## (15)親子関係形成支援事業

要支援児童、要保護児童の保護者を対象に、親子間の適切な関係性の構築を目的とし、子育て専門講座の受講やグループワークを通じて子どもの発達の状況等に応じた子育て支援を行います。

### 現在の取り組み

#### ①適切な親子関係形成支援事業 子育て支援専門プログラム(子ども家庭支援センター)

※令和6年度～

子ども家庭支援センターで相談中の方に向けた支援として、親と子のコミュニケーションを学ぶことを目的にグループワークなどを実施します。また、区内在住で子育て中の方に向けて、体罰によらないしつけの方法などを子どもの発達段階の知識とともに学びながら自分の考えを整理するグループワーク等を行う子育て専門プログラムを実施します。

(人)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
全6回+フォローアップ1回のプログラム	-	-	-	-	3

## (16)妊婦等包括相談支援事業・妊婦のための支援給付

伴走型相談支援として妊娠から出産・子育てまで一貫して相談に応じ、必要な支援メニューにつなぐ「妊婦等包括相談支援事業」と、経済給付である「妊婦のための支援給付」を実施し、これらの支援を効果的に組み合わせて実施する事業です。

### 現在の取り組み

#### ①出産・子育て応援事業(健康課)

伴走型支援として、妊娠届出時のネウボラ面談、妊娠 8 カ月頃時のアンケート、出生後のすくすく赤ちゃん訪問等を実施するとともに、面談や訪問終了者への応援ギフトの交付を一体的に実施しています。

訪問支援実績 (5)乳児家庭全戸訪問事業①すくすく赤ちゃん訪問事業(P.16)、  
7 しながわネウボラネットワーク①全妊婦面接(P.41)に記載

#### ■図表 支援給付件数

(件)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
出産応援ギフト 件数	-	-	-	7,846	3,585
子育て応援ギフト 件数	-	-	-	5,670	3,348

### これまでの成果および実施状況

各ギフトの交付により経済的な支援を行うとともに、妊娠中および出産後において、助産師や保健師による訪問や面談を通して、子育て家庭に寄り添い、適切な支援につなげました。

### 今後の課題と方向性

核家族化が進み、地域のつながりも希薄になるなか、孤独感や不安感を抱く妊婦子育て家庭も少なくないため、面談率の向上に取り組み、全ての妊婦・子育て家庭が安心して出産・子育てできる環境整備を図ってまいります。

※令和7年4月、出産・子育て応援事業が「妊婦のための支援給付事業」となり、ギフトから現金給付に変更になります。

## (17)乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)

保育所に入所していない満3歳未満の乳幼児を対象に保育所等において、適切な遊びや生活の場を提供し、また本人・保護者の心身の状況・養育環境を把握するため、保護者との面談や子育てについての情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。区では、東京都の「多様な他者との関わりの機会の創出事業」として実施しています。

### 現在の取り組み

#### ①未就園児定期預かり事業(保育施設運営課)

##### ※乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)に向けた試行的事業

保育園や幼稚園などに通っていない就学前のお子さんを週 1~2 回程度、品川区内の一部の私立保育所等で、空き定員を活用して定期的な預かり事業を実施しています。

#### ■図表 未就園児定期預かり事業 実績数

(件)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
実施施設数	-	-	-	7	25
利用者数	-	-	-	25	183

### これまでの成果および実施状況

これまで、保育等を利用できなかった乳幼児が預かり事業を利用することで、他の同年齢のお子さんや大人の保育者との関わりを通じたより良い成長につなげたり、保護者の方の育児負担軽減を図りました。

### 今後の課題と方向性

令和6年度までは、制度の本格実施を見据えた事業実施をしていますが、今後令和7年度の法律上制度化(地域子ども・子育て支援事業として位置づけ)や、令和8年度の法律に基づく新たな給付制度化に向けて、国の動向を把握し、新たな制度に向けて体制整備・検討を進めて参ります。

## (18)産後ケア事業

退院直後の母子に対して心身のケアや育児のサポート等を行い、産後も安心して子育てができる支援体制の確保を行う事業です。

区では、しながわネウボラネットワーク(P.41)の取り組みのなかで、実施しています。

### 現在の取り組み

#### ①産後ケア(日帰り型)事業(品川保健センター)

育児や授乳の具体的な方法や母体管理の相談に助産師等が応じます。(産後1年未満の母親と乳児が対象、産婦一人につき訪問型と合わせて5回まで利用可能となります。)

■図表 産後ケア(日帰り型)事業 実績数

(件)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
利用件数	162	228	231	107	330

#### ②産後ケア(宿泊型)事業(品川保健センター)

指定医療機関に宿泊して産後の母体や乳児のケア、育児相談、授乳指導を行います。(産後5カ月未満の母親と乳児が対象、利用泊数に応じて自己負担があります。)

■図表 産後ケア(宿泊型)事業 実績数

(件)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
利用件数	93	71	84	148	572

#### ③産後ケア(訪問型)事業(品川保健センター)

利用者宅に助産師が訪問し、乳房ケア(乳房マッサージを含む)や授乳指導・育児相談を実施します。(産後1年未満の母親と乳児が対象。産婦1人につき日帰り型と合わせて5回まで利用可能となります。)

■図表 産後ケア(訪問型)事業 実績数

(件)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
利用件数	127	192	228	240	788

#### ④電話授乳相談(品川保健センター)

母乳や授乳のことなどに関する相談に助産師が電話で対応します。

■図表 電話授乳相談 事業 実績数

(件)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
利用件数	922	362	377	288	493

### これまでの成果および実施状況

#### ①産後ケア(日帰り型)事業

平成 28 年6月から事業開始。経産婦の利用希望や、里帰り後の利用希望が多かったため、平成 29 年度より対象者を拡大し、経産婦も利用可とし、月齢についても産後4カ月未満へと拡大し実施しています。令和4年度は、感染対策を講じて実施したため利用数は増加しました。令和5年度は出生数の減少と実施会場が変更となったことに伴い、利用件数の減少がみられています。

#### ②産後ケア(宿泊型)事業

平成 28 年 12 月から事業開始。妊婦面接等を通じ、宿泊型産後ケアを必要とする方の利用へとつなげています。利用後のアンケートにおいては、満足度は高く、利用者から好評です。令和5年度から、区内指定医療機関の1施設で新たに退院後利用が可能となり、利用者の増加につながっています。

#### ③産後ケア(訪問型)事業

平成 30 年6月から事業開始。事業開始前のアンケートにおいて希望の高かった内容であり、利用にもつながっています。令和2年度は、新型コロナウイルス感染症による緊急事態宣言期間中等(令和2年4月～6月)の利用一部休止や外出自粛等の影響もあり利用数が減少しましたが、令和3年度からは感染対策を講じ実施し、利用件数は増加しています。

#### ④電話授乳相談

平成 30 年4月から事業開始。母乳・授乳に関する相談先として、育児不安の解消につながっています。令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の流行により、出産後の病院滞在日数の短縮等のため、退院直後からの相談数が増加しました。令和3年度からは、すくすく赤ちゃん訪問や訪問型産後ケアなど対面でのサービス利用が増え、電話相談は減少しています。

## 今後の課題と方向性

### ①産後ケア(日帰り型)事業

令和6年度からは、区民ニーズを踏まえ、利用対象者の拡大や利用回数の増回、利用料の自己負担をなしにするなど事業を拡充しています。

### ②産後ケア(宿泊型)事業

令和6年度からは、区民ニーズを踏まえ、利用要件の緩和や利用料金の減額、指定医療機関の追加を行うことで事業を拡充しています。

### ③産後ケア(訪問型)事業

令和6年度からは国の指針に沿いつつ、区民ニーズを踏まえ、利用対象者の拡大や利用回数の増回、利用料の自己負担をなしにするなど事業を拡充しています。

### ④電話授乳相談

母乳や授乳のことなどに関する相談窓口として、引き続き事業を実施します。

## 6. 特別な配慮が必要な児童への支援

障害のある子もいない子も、ともに地域で育つことが重要であり、保育園や幼稚園、小学校入学後の日中活動の場等においても、合理的配慮の提供に向けた取組みが求められています。

### ①児童発達支援センター(障害者支援課)

児童発達支援センター「品川区立品川児童学園」は、地域における障害児支援の中核を担う施設として、言葉や友達との遊び方等の発達に不安・心配のある子どもについての相談を受け、個々の状態に応じた発達支援の提供につなげるとともに、家族支援の機能を充実させていきます。地域全体の障害児支援の質の更なる向上を図るため、保育所等訪問支援や事業所連絡会を実施していきます。

### ②障害児受入れ施設への巡回相談(保育施設運営課)

公私立保育園・幼稚園では、主に発達(知的・運動機能)に遅れや障害のある児童を受け入れている施設等を対象に、専門医や心理士等の専門家による巡回相談を実施し、保育の仕方や、保育士としての対応上の留意点等について、専門的なアドバイスを受けることで保育の専門性の向上を図り、障害児に対する適切な支援に役立てています。私立保育園の園数の増加に伴い巡回相談を拡充しました。今後も継続して実施していきます。

### ③医療的ケア児の受け入れ(保育施設運営課・教育総合支援センター)

医療的ケア児の保育園申込みに際し、保育の必要性や健康状態、医療的ケアの実施状況等を審査して入園を判断しています。受け入れは、区立0歳児保育園にて看護師を加配して行っています。令和5年度より医療的ケア受け入れ項目を拡充し、現在11名の医療的ケア児が在園しています。また、保育士の医療的ケア児保育の理解・知識の向上に向けて研修を実施しました。医療的ケアが必要な児童・生徒の入学については、主に就学相談を通し、本人の状態、ケアの種類、方法等を保護者、主治医、入学する学校と連携しながら看護師の配置を行っています。今後も児童・生徒の状況に応じた適切な受け入れ態勢や緊急時の対応等を個別に検討していきます。

### ④すまいるスクールでの配慮を要する児童の受け入れ(子ども育成課)

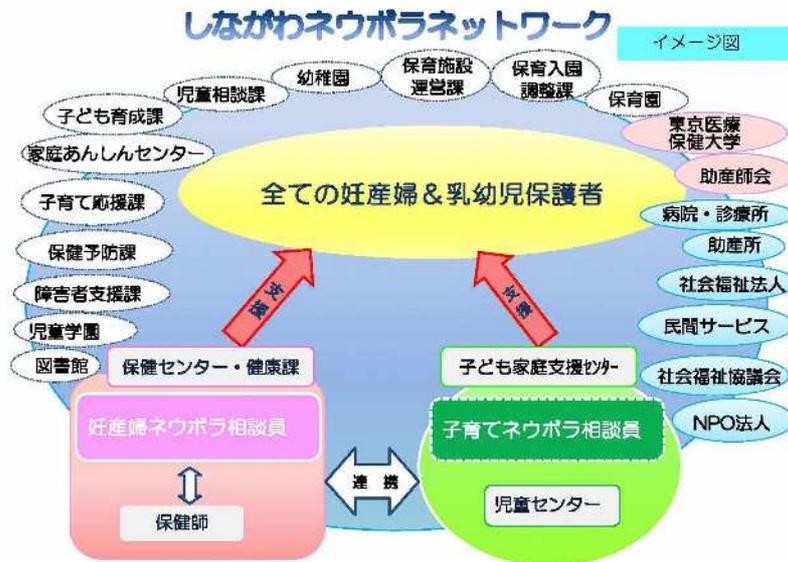
すまいるスクールは、区内在住の小学生を対象とした放課後の居場所です。当該校在籍の特別支援学級の児童や特別支援学校の児童等の利用登録において、希望する保護者と面談を行うほか、利用状況に応じた従事スタッフの配置に努めています。

専門家による巡回相談を年2回実施し、配慮を要する児童の対応や、施設内の環境改善や工夫など具体的な助言をうけ、すまいるスクールでの適切な支援に役立てています。医療的ケアが必要な児童についても、児童や施設の状況に応じ可能な限り対応を検討していきます。

## 7. しながわネウボラネットワーク

「しながわネウボラネットワーク」とは、子どもを安心して健やかに産み育てるために、妊娠・出産・育児の切れ目のない支援を行う仕組みです。

妊娠から就学前まで、各関係機関が連携しながら、相談やサポートを行います。



### (1) 妊娠期からの相談事業 全妊婦面接(保健センター・健康課)

#### 現在の取り組み

子どもを安心して健やかに産み育てるために、妊娠・出産・育児の切れ目のない支援が必要です。

妊婦・子育て家庭を支援する仕組みとして妊婦全員を対象とした妊娠期からの相談事業を平成27年11月より開始しました。助産師、保健師等の相談員が保健センターと健康課で面接を行い、母子保健、子育て情報を紹介し、面接後にお祝い品を贈呈しています。

令和5年4月から出産・子育て応援事業を開始し、従来からの妊娠届出時の面接を行うほか、同年9月より妊娠8カ月頃に助産師、保健師等面接を新たに実施しています。また、平成28年6月からは、おおむね産後1カ月までに原則電話による状況把握および相談も実施しています。

■図表 妊婦面接数など

(件)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
面接件数	3,642	3,449	3,222	3,702	3,390

※令和6年度 妊娠8カ月頃の面接数389件

## これまでの成果および実施状況

平成 27 年度から事業を開始し、妊娠期からの面接をとおして、母子保健情報や子育てサービスの情報提供を実施しています。親子健康手帳(母子健康手帳)の交付数は、令和 4 年度 3,875 件、令和 5 年度 3,748 件で、面接率は令和 4 年度 86.7%、令和 5 年度は面接を強化し 102.7%と向上しました。(転入者を含めているため 100%超過している)

また、産後全戸電話相談は、令和 4 年度 2,475 件、令和 5 年度 1,968 件、令和 6 年度 1,582 件でした。

令和 5 年度は、伴走型相談支援として実施する、すくすく赤ちゃん訪問の申し込みが増加したため、電話相談の件数が減少しました。

## 今後の課題と方向性

今後は妊娠届時面接、妊娠 8 カ月頃の出産準備個別相談の事業周知を図り、妊娠期からの切れ目のない支援へとつなげていきます。

## (2)産後の家事育児支援の利用助成(子ども育成課)

### 現在の取り組み

心と体のケアに対応できる家事・育児支援のヘルパー(区と提携)の利用に対して、サービスの利用費の一部を助成します。

■図表 産後の家事育児支援の利用助成申請者数

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
延べ申請者数	253	828	1,218	1,437	1,649

(人)

※多胎児家庭家事育児支援の利用助成実績を含む

### これまでの成果および実施状況

平成28年度から事業を開始した後、平成29年度、30年度、令和3年度と助成内容の見直しを行いました。令和5年度は保育要件の撤廃、助成対象者の拡大を行い、申請者数が前年度の約1.2倍になりました。

利用者アンケートから見られる本助成の満足度は8割以上と好評です。

### 今後の課題と方向性

令和6年度より、第二子以降で出生時にすぐ上の兄弟が3歳以上の場合の上限時間を20時間から60時間に拡大しました。

利用者アンケートにおけるご意見などを踏まえ、今後も事業周知を積極的に行い、認知度を高めていくとともに、引き続きアンケートを実施し、利用者のニーズや満足度を把握していきます。

## (3)産後ケア(保健センター)

P.37 地域子ども・子育て支援事(18)産後ケア事業」に記載

## (4)子育てネウボラ相談(子ども家庭支援センター)

### 現在の取り組み

保健師、看護師、保育士等の有資格者が「子育てネウボラ相談員」として子育て全般の相談、子育てサービス情報の提供、他機関の紹介、希望者にはサポートプランをつくります。

〈実施場所〉

東品川・東大井・中原・三ツ木・水神・大井倉田・滝王子・平塚・旗の台・東中延・富士見台・ゆたか・八潮児童センター(13カ所)

■図表 子育てネウボラ相談件数

(件)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
面接件数	2,014	2,244	2,520	2,665	2,569

### これまでの成果および実施状況

生活に身近な児童センター(13館)で、子育て全般の相談、子育てサービス情報の提供、他機関の紹介を行いました。令和7年1月には、東中延児童センター、令和7年2月には滝王子児童センターに子育てネウボラ相談員を配置し、13館での子育てネウボラ相談を開始しました。

### 今後の課題と方向性

子育て期の育児に関する様々な悩みや不安等の相談に応じるとともに、引き続き相談事業を広く周知し、認知度向上に努めます。

## (5)生活支援型一時保育の拡充(子ども育成課)

リフレッシュや通院などの理由により、一時的に就学前のお子さんをお預かりするオアシスルーム(6カ所)において、生後4カ月～1歳未満の児童の予約については、利用日の2カ月前の同日～2週間前まで3名の優先予約枠を確保し、0歳児を育児する母親へのサポートを行っています。

〈実施場所〉

北品川第二保育園内・ものづくり創造センター内・荏原保健センター内・品川区役所第三庁舎内・平塚ゆうゆうプラザ・戸越オアシスルーム(6カ所)

## 8. 幼児期の教育・保育の一体的提供および推進体制の確保の内容

区では就学前の乳幼児が等しく質の高い保育・教育を受け、滑らかに小学校へ入学するための基礎をしっかりと身に付けることを目的として、0歳児からの保育・教育の充実に努めています。乳幼児教育実践の手引きとして作成した「のびのび育つしながわっこ」の活用により、乳幼児教育の充実と子育て環境のさらなる向上へと結びつくよう、引き続き取り組みます。また、幼保一体施設や、保育所型認定こども園の開設など、幼保一体化を意識的に進めるとともに、公私立の連携を強化することで、乳幼児教育のさらなる質の向上に努めてきました。

新制度では、幼稚園と保育園の特長をあわせ持つ「認定こども園制度」が改善され、既存の施設が認定こども園へ移行することが期待されており、区としても私立の認定こども園への移行を支援します。

### 現在の取り組み

#### ①幼保一体施設(保育施設運営課)

幼稚園と保育園のそれぞれの長所を活かした、0歳から就学前までの乳幼児期に一貫した保育・教育を行う品川区独自の事業(施設)を推進しています。

■図表 幼保一体施設(年齢区分型)の施設数と定員、園児数(令和7年4月1日時点)

(力所、人)

施設数	保育園(0~3歳)		幼稚園(4・5歳)		定員合計	園児数合計
	定員	園児数	定員	園児数		
2	116	109	191	148	307	257

■図表 幼保一体施設(幼保連携並列型)の施設数と定員、園児数(令和7年4月1日時点)

(力所、人)

施設数	保育園(0~5歳)		幼稚園(4・5歳)		定員合計	園児数合計
	定員	園児数	定員	園児数		
4	431	398	253	178	684	576

■図表 品川区立就学前乳幼児教育施設の施設数と定員、園児数(令和7年4月1日時点)

(力所、人)

施設数	保育園(0~2歳)		幼児教育部門(3~5歳)		定員合計	園児数合計
	定員	園児数	定員	園児数		
1	46	39	54	73	100	112

## ②認定こども園(保育施設運営課)

保育園機能とあわせて、保護者の就労の有無を問わない短時間利用児の受入枠を設け、保育と教育を一体的に行っています。

■図表 保育所型認定こども園の施設数と定員、園児数(令和7年4月1日時点)

(カ所、人)

		施設数	定員	園児数
			(うち認定こども園枠) ※区立4・5歳児、私立3～5歳児	(うち認定こども園枠) ※区立4・5歳児、私立3～5歳児
認定こども園		11	865 (80)	790 (22)
内訳	区立	4	372 (40)	343 (7)
	私立	7	493 (40)	447 (15)

## 9. 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保の内容

令和元年 10 月から実施している幼児教育・保育の無償化に伴い、新たに「子育てのための施設等利用給付」が創設されたことを受け、特定子ども・子育て支援施設等の運用に支障がないよう、必要な様式や給付方法等について定めました。公正かつ適正な支給が確保できるよう、対象となる教育・保育施設等と連携し、適切に給付を行っていきます。

また、認可外保育施設等の質の確保・向上に向け、施設等に関する各種情報の共有や関係法令に基づく指導への協力等について、東京都との連携を図ります。

都内初

# ウェアラブル端末&オンライン面談で産前・産後支援 専属助産師が伴走型サポート

事業名

新規

オンラインMy助産師事業

予算額

23,020 千円

スケジュール

令和7年4月 申込受付開始予定

POINT

- 妊娠中～産後3カ月の女性とそのパートナーを専属助産師が伴走型サポート
- ウェアラブル端末を活用して、産前産後の健康状態をチェック
- 専属助産師と週1回のオンライン面談ほか、随時LINE相談を実施

## 事業の概要

手首に装着するウェアラブル端末を活用して心身の健康管理を行い、そのデータを基に専属助産師とのオンライン面談を週1回実施する。健康状態に限らず、出産、子育てについても相談できる伴走型サポートで、令和8年12月まで、試行実施する。

※区が主催する女性起業家向けイベント「ウーマンズビジネスグランプリ2024 in 品川」のグランプリ受賞提案を基に事業化

### 【対象・期間】

妊娠中から産後3カ月までの女性とそのパートナー 約300人

### 【内容】

- ・24時間手首に装着されているウェアラブル端末とスマホアプリを活用し、心拍数など妊婦の健康状態を定期的にチェック。妊婦やパートナーに対して、週1回のオンライン面談のほか、LINE相談も実施。専門的なアドバイスを提供する。
- ・産後においては、女性とパートナーのコミュニケーション不足からの産後クライシスが社会問題化している。パートナーに対しては、オンライン面談を通して互いの役割や感情の理解を促し、共同での育児をサポートする。

## 背景・目的

多くの妊婦やそのパートナーが、産前・産後への不安を抱えたまま出産・子育てに臨んでいる。また、男性の育児休暇取得は進んでいるものの、依然として家事・育児の負担等は女性に偏っており、実際に育児に携われない夫が多いとの声がある。

少子化が進行する日本において、妊婦やそのパートナーが安心して出産・子育てができる環境を整備することにより、妊娠・子育て期の女性の健康維持や共同での育児の促進を図る。

# 朝の児童の居場所確保・朝食支援

事業名

**新規**

朝の児童の居場所確保・朝食支援事業

予算額

57,454 千円

スケジュール

1学期中に3校で試行実施  
検証後、全校展開を目指す

POINT

- 朝の時間帯に児童が安全に過ごせる「居場所」の設置
- 欠食している児童への朝食支援

## 事業の概要

体育館や図書室等、各校の実情に応じた「居場所」の設置と見守り・朝食支援の実施

### 【対象校】

区立小学校・義務教育学校（1学期中に3校試行実施）

※一定期間「居場所」設置。利用者数などの検証後、朝食支援を実施

### 【開設時間】

午前7時30分～始業時刻

### 【運営方法等】

- ・出席確認を行い、「居場所」で自由に過ごす。
- ・校門に1人、「居場所」に2人委託業者を配置する。
- ・無償でパン等の食事提供を行う。



## 背景・目的

共働き世帯の増加に伴い、子どもが小学校に進学すると、保育園よりも登校時間が遅くなり、親の出勤時間にも影響して仕事が続けにくくなったり、親が出勤した後にひとりで過ごしたりする「朝の小1の壁」が課題となっている。

また、国の調査によると児童の7%が朝食を欠食している。朝の居場所づくりや朝食支援を通し、児童の健やかな成長を支援する。

# 児童センターでの学習支援・昼食提供

事業名

**新規** 学習・食の支援の拡充

予算額

6,017 千円

スケジュール

令和7年4月1日より実施予定

POINT

- 日曜閉館の児童センターで、所得制限なく学習支援・昼食提供
- 学習格差や食の貧困の解消

## 事業の概要

児童センターのスペースを活用した学習支援・昼食提供

【対象】

小学校高学年・中学生・高校生

【人数】

児童センター1カ所につき20人程度

【実施場所】

東大井・大井倉田・後地児童センター(予定)

【実施回数】

各館 年35回程度(日曜日)



## 背景・目的

学習環境や教育を受ける機会の差異は、体験格差や貧困の連鎖といった問題につながる。また、そういった環境は食の充実にも差異を生んでいる。

小中高生の健やかな成長を支援する手段として、学習支援・昼食提供を行う。また、当事業により児童センターを小中高生の「身近な居場所」として認識してもらうと共に必要な支援につなげるきっかけとする。

# ひとり親家庭やヤングケアラーにおける 体験格差の改善

**事業名** ひとり親家庭支援事業・ヤングケアラー支援事業

**予算額** 10,938 千円

## POINT

- ひとり親家庭向けの体験型メニューの充実
- ヤングケアラーの体験学習機会創出

## 事業の概要

### 1. ひとり親家庭支援事業(10,773千円)

ひとり親家庭等の子どもの体験活動の充実を図るため、夏休み期間等に行われる体験プログラム(自然体験・文化体験・社会的体験など)への参加を支援する。

対象:18歳以下の子どもがいるひとり親家庭(区内在住)

実施時期:令和7年7月以降

### 2. ヤングケアラー支援事業(165千円)

学習支援事業の体験学習として、「科学実験教室、プログラミング講座、語学と海外体験イベント、提携企業によるスポーツイベント」などを実施。

参加人数:20人程度(区内在住) 実施回数:年3回

実施時期:令和7年4月以降順次予定

## 背景・目的

子ども・若者の健やかな育ちにとって、様々な体験を積むことは、新たな自己を形成するための重要な要素である。

ひとり親家庭向けの体験型メニューの充実やヤングケアラーの体験学習機会創出を通して、経済状況や家庭環境などによらず、全ての子どもたちが「自分らしく生きていくために必要な力」を育むことができる社会の実現を目指す。

# 令和7年5月 八潮地区に子育て支援拠点オープン

事業名

**新規** 八潮子育て支援施設の運営

予算額

98,468 千円

スケジュール

令和7年5月 開設

POINT

- 八潮地区に子育て支援の拠点となる施設を開設
- 「預かり」・「遊び」・「相談」・「交流」をワンストップで提供

## 事業の概要

旧八潮南保育園跡地を活用して「八潮子育て支援施設」を開設する。同施設には、かねてより八潮地区に求められていたオアシスルームを設置するとともに、「木育」をテーマとした木の温もりのある遊具などが整備されており、子育て家庭のみならず、地域住民もふらっと立ち寄り、気軽に相互交流できる子育て支援の拠点となる。

### 【利用対象】

- ・主に乳幼児、その保護者および子育て家庭に対する支援を行う地域住民等

### 【開館日・時間】

- ・月～日曜日 午前9時～午後6時 ※年末年始除く
- ※オアシスルームは日曜・祝日休、  
午前9時30分～午後5時30分

### 【利用料】

- ・無料 ※オアシスルーム、イベント・講座等参加費除く

### 【主な施設概要】

- ・えほんのもり：絵本のなる木があり交流の場と同時にイベント空間として利用可能
- ・きのぼりひろば：ツリーハウスなどの大型遊具を設置し木登りの楽しさが体験できる
- ・デジタルルーム：プロジェクターを設置し壁面に投影して光と影を使って遊べる



<えほんのもりイメージ図>

## 背景・目的

現在、オアシスルームを区内12カ所に設置しているが、八潮地区には未設置であった。子育てにおける孤立化解消や子育ての不安感や負担感軽減を目的とし、オアシスルームに加え、子育て家庭と地域住民が相互交流できる場を整備する。

## 品川区こども会議について

## 1 品川区こども会議の目的

「こども基本法」では、こども施策の策定・実施等にあたってこども等の意見を反映することが求められています。「品川区こども計画」でも取組み方向性の一つとして「こどもの意見表明・参画の促進」を掲げており、こどもたちの多様な意見を聞き、その声をこども関係施策に反映する仕組みを確立するため品川区こども会議を実施します。

## 2 品川区こども会議の内容

## (1) 品川区こども会議

○子ども施策について、グループワーク（全3回）で継続的に議論し、検討結果を次年度予算要求への反映や各種事業の改善など、今後の区政運営に活用する。

対象：区内在住在学の小学5年生～18歳（20名程度）※応募結果18名（6月16日現在）

テーマ（案）：参加者を3グループに分け、グループごとに別テーマを議論

- ・こどもの居場所や体験活動の機会の充実
- ・こどもの意見を言いやすい環境づくり
- ・だれも孤独にしない、させないための取り組み

## (2) アンケート

○こどもたちの多様な意見を聴取するため、困難な状況にあるこどもを対象としたアンケートを実施する。上記（1）のこども会議ではアンケートで得られた意見も踏まえて議論する。

対象：ヤングケアラー、生活困窮、社会的養護等の状況にあるこども

## 3 スケジュール

日 程	内 容
6月中	アンケート実施
7月中	アンケート結果集計、報告書作成
7/30・8/6・8/20	こども会議
9月以降	次年度予算要求への反映・各種事業の改善等

## 品川区子ども・子育て会議条例

平成 25 年 7 月 12 日 条例第 30 号  
改正 平成 27 年 3 月 31 日 条例第 1 号  
改正 平成 31 年 3 月 27 日 条例第 6 号  
改正 令和 6 年 4 月 1 日 条例第 19 号

## (設置)

第 1 条 こども基本法（令和 4 年法律第 77 号。以下「基本法」という。）第 2 条第 2 項に規定するこども施策（以下「子ども施策」という。）の推進に関する重要事項を審議するとともに、子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号。以下「支援法」という。）第 72 条第 1 項各号に掲げる事務を処理するため、区長の附属機関として品川区子ども・子育て会議（以下「子育て会議」という。）を置く。

## (所掌事務)

第 2 条 子育て会議は、次に掲げる事務を行うものとする。

- (1) 基本法第 10 条第 2 項の規定による計画の策定および変更に関する事項について調査審議をすること。
- (2) 支援法第 72 条第 1 項各号に掲げる事務
- (3) 前 2 号のほか、子ども施策の推進に関し必要な事項を審議すること。

## (組織)

第 3 条 子育て会議は、次に掲げる者のうちから、区長が委嘱する委員 25 人以内をもって組織する。

- (1) 区内に住所を有する支援法第 6 条第 2 項に規定する保護者
- (2) 子ども施策に関する事業に従事する者
- (3) 子ども施策に関し学識経験のある者
- (4) 前 3 号に掲げる者のほか、区長が必要と認める者

## (委員の任期)

第 4 条 委員の任期は 2 年とし、委員が欠けた場合における後任の委員の任期は前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

## (会長および副会長)

第 5 条 子育て会議に会長および副会長を置く。

- 2 会長および副会長は、委員が互選する。
- 3 会長は、子育て会議を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は会長を補佐し、会長に事故があるときまたは会長が欠けたときはその職務を代

理する。

(会議)

第6条 子育て会議は、会長が招集する。ただし、会長および副会長が選出されていないときは、区長が子育て会議を招集する。

2 子育て会議は、委員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。

3 子育て会議の議事は出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは会長の決するところによる。

4 子育て会議は、必要があると認めるときは、子育て会議に委員以外の者の出席を求め、意見もしくは説明を聴き、または委員以外の者に対し、資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第7条 子育て会議の庶務は、子ども未来部子ども育成課において処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、子育て会議の運営に関し必要な事項は、区長が別に定める。

付 則

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

2 この条例の施行の日から令和7年3月31日までの間に区長に委嘱された委員の任期は、品川区子ども・子育て会議条例第4条の規定にかかわらず、その委嘱の日から令和7年3月31日までとする。

## 品川区子ども・子育て会議運営要綱

制定 平成 25 年 7 月 31 日区長決定 要綱第 125 号

(目的)

第 1 条 この要綱は、品川区子ども・子育て会議（以下「会議」という。）の運営に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(公開の原則)

第 2 条 会議は、原則公開とする。ただし、会長が必要と認めた場合には、非公開とすることができる。

(傍聴人)

第 3 条 会議を傍聴しようとする者は、傍聴券（第 1 号様式）の交付を受け、これを所持しなければならない。

2 傍聴券は、会議当日先着順に一人につき一枚交付する。

3 傍聴券の交付を受けたものは、傍聴券に住所および氏名を記入しなければならない。

4 傍聴券の交付を受けたものは、会議を開催する会議室に入場しようとするときは、傍聴券を係員に提示しなければならない。

(傍聴人の定員)

第 4 条 傍聴人の定員は、10 人とする。ただし、会議の運営上、会長が必要と認める場合は、この限りでない。

(傍聴できない者)

第 5 条 次の各号のいずれかに該当する者は、会議を開催する会議室に入ることができない。

(1) 銃器その他人に危害を加えるおそれのあるものを携帯している者

(2) はり紙、ビラ、プラカード、旗、のぼり、垂れ幕の類を携帯している者

(3) はち巻、腕章、たすき、ゼッケン、ヘルメットの類を着用し、または、携帯している者

(4) ラジオ、拡声器、無線機、マイク、録音機、写真機、撮影機の類を携帯している者

(5) 笛、ラッパ、太鼓その他の楽器の類を携帯している者

(6) 酒気を帯びていると認められる者

(7) その他議事を妨害することを疑うに足りる顕著な事情が認められる者

(傍聴人の守るべき事項)

第 6 条 傍聴人は、傍聴するときは静粛を旨とし、かつ、次に掲げる事項を守らなければならない。

(1) 会議の審議における言動に対して拍手その他の方法により可否を表明しないこと。

- (2) 騒ぎ立てないこと。
- (3) 飲食、喫煙、または談笑しないこと。
- (4) みだりに席を離れないこと。
- (5) その他会議の秩序を乱し、または議事の妨害となるような行為をしないこと。  
(撮影、録音等の禁止)

第7条 傍聴人は、会議において撮影、録音等を行ってはならない。

(違反者に対する処置)

第8条 傍聴人が前2条に規定する事項に違反したときは、会長はこれを制止し、その命令に従わないときは、当該傍聴人を退場させることができる。

(会議録)

第9条 会議の会議録は、その要旨を作成し、区ホームページに掲載し公開する。ただし、発言者の氏名は公開しない。

(資料)

第10条 会議において配付した資料については、区ホームページに掲載し公開する。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が決定する。

#### 附 則

この要綱は、平成25年8月1日から施行する。

品川区子ども・子育て会議  
傍聴券

年月日 \_\_\_\_\_

会 場 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_

住 所 \_\_\_\_\_

（傍聴人の守るべき事項）

第6条 傍聴人は、傍聴するときは静粛し、かつ、次の事項を守らなければならない。

- (1) 会議の審議における言動に対して拍手その他の方法により可否を表明しないこと。
- (2) 騒ぎ立てないこと。
- (3) 飲食、喫煙、または談笑しないこと。
- (4) みだりに席を離れないこと。
- (5) その他会議の秩序を乱し、または議事の妨害となるような行為をしないこと。

（撮影、録音等の禁止）

第7条 傍聴人は、会議において撮影、録音等を行ってはならない。

※ この券は当日限り有効です。

※ 傍聴券は退室（傍聴終了時）される際に回収いたします。

# 令和7年度第1回品川区子ども・子育て会議 席次表

令和7年6月17日（火） 10時～  
品川区役所 議会棟6階 第1委員会室

副会長 学識経験者 吉田 委員		会長 学識経験者 新藤 委員	
子育て支援事業者 岸 委員		民生委員 高岡 委員	
子育て支援事業者 高橋 委員		青少年委員 石橋 委員	
事業者関係者 石原 委員		青少年対策地区委員 平林 委員	
区立小学校保護者 塩原 委員		医師会 早崎 委員	
区立中学校保護者 杉山 委員		私立幼稚園協会 豊島 委員	
私立幼稚園利用者 高島 委員		私立保育園連合会 落合 委員	
区立幼稚園利用者 池田 委員		教育関係者 大関 委員	
私立保育園利用者 阿部 委員		教育関係者 実松 委員	
区立保育園利用者 海野 委員		教育関係者 鶴田 委員	
公募区民 片山 委員		関係行政機関 東浦 委員	
公募区民 小栗山 委員		子育て支援事業者 瀧都 委員	
公募区民 鈴木 委員			

傍  
聴  
席

保育事業担当 課長	保育施設運営 課長	保育入園調整 課長	子ども未来 部長	子ども育成 課長	子ども家庭支援 センター長	子育て応援 課長	企画課長
--------------	--------------	--------------	-------------	-------------	------------------	-------------	------

障害者支援 課長	品川保健 センター所長	教育総合支援 センター長	児童相談課長	子ども施策 連携担当課長	二葉幼稚園長
-------------	----------------	-----------------	--------	-----------------	--------

入  
口